

本郷地区キャンパス計画要綱

平成5年6月8日

(評議会承認)

平成15年3月18日改正

(評議会承認)

平成22年9月30日改正

(役員会承認)

I 趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」(平成4年6月9日評議会採択、平成15年3月18日追加評議会採択、平成19年7月19日役員会承認、平成22年9月30日役員会承認)の趣旨に則り、本郷地区キャンパスを総合的・統合的に再開発し、学問の質的・量的発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスタープランを定めるものである。

II 理念

本郷地区キャンパスは、本学の「三極構造」の重心として位置づけられている。真理探究と知の創造を目指す本学の中核であることは言うまでもない。大学創立時より育まれた歴史が、建築および自然環境として本キャンパスの骨格を構成している。

優れた歴史的環境によって醸成される象徴性を継承しつつ、最先端の教育研究施設を戦略的に展開する必要がある。しかしながら、現在、本キャンパスの使命の大きさに反して狭隘化が進んでいる。歴史的環境をかけがえのない価値として保全しながら、キャンパスを本学の中核にふさわしい教育研究環境として再構成することが急務である。

以上より、歴史を感じさせる外部空間を中心に、その保全と有効利用を促進するとともに、近未来のニーズを満たす施設を、場の歴史性の濃淡に応じて構築し、「過去から未来へと貫く時間のイメージ」を創出することを本郷キャンパスの基本理念とする。

Ⅲ 目標

1. 歴史的環境の継承

本郷地区キャンパスにおいて長年にわたり形成されてきたキャンパス環境の優れた特性を継承する。

2. 最先端の教育研究施設の整備

教育研究の高度化に対応した最先端の施設・設備を擁する最適の大学キャンパスを実現する。

3. 教育研究の必要に応じた施設面積の確保

各部局のアカデミックプランを実現する施設計画が可能となるように建設可能用地を確保する。

4. 教育研究活動を中断させることのない更新のシステムの樹立

教育研究活動を支障なく継続しつつ、必要に応じて絶えず施設の更新が可能なシステムを確立する。

5. 共同利用施設の充実

キャンパスを効率的に利用し、さらには部局の枠を超えた教育研究活動の展開を可能にするとともに、学生・教職員の福利厚生を図るため、各種の共同利用施設を適切な位置に配置し、その充実を図る。

Ⅳ 基本となる原則

1. 一体性・統一性の原則

本郷地区キャンパス（本郷、弥生および浅野の各団地）の全体を一体のものにとらえ、統一的な計画を立てる。

2. 全学的協力の原則

キャンパスの再開発は、各部局の自主性・自治を尊重しつつ、全ての部局が協力し、全学的な事業として実施する。

3. 非固定的土地利用の原則

いずれの部局もキャンパス内の特定の区域につき固定的な専用権を有するものではないとの理解の下に、現行の土地利用を固定せず、キャンパス全体の統一的かつ円滑な再開発を可能にし、その有効かつ合理的な利用を図るため必要な場合には、関連部局との調整のもと、部局建物や緑地等の再配置を行う。ただし、その配置等の変更は、各部局における教育研究活動に実質的な支障をきたさないように配慮する。

V 方法

1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。本郷地区キャンパスは、「三四郎池」や「正門から安田講堂、総合図書館から工1号館」、「農正門から農3号館」などの貴重な歴史的空間を複数有しているため、これらをキャンパスの核となる外部空間として位置づける。また、これらを繋ぐ軸線は、施設配置に統合的な秩序を与え、かつ新たな外部空間を創出していくための主軸として位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図1のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設計・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



〈本郷地区キャンパス概念図〉

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮すること。また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の軒の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景観に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高度を抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持すること。

なお、景観軸に関係する建造物の整備計画については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

歴史的な蓄積を最大限活用し、本学の中枢にふさわしい「風格あるキャンパス」を形成する。ま

た、先進的な研究教育活動の場として、近未来のニーズに対応した外部環境と施設構成を創出する。

a) 強い象徴性

安田講堂と三四郎池を中心とした歴史性を中心に据える。

b) 時間の調和

過去から未来へと貫く時間のイメージを創出する。

4) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

エリアコードに沿って、適切かつ戦略的にデザインの質を確保する。歴史的な区域と現代的な感性を活用する区域の違いを設計に適確に反映させる。

a) 厚みの設計

外観は、好ましいエイジングをもたらす重厚かつ落ち着いた素材を基調とする。

b) 歴史の継承

内田ゴシックに代表される「歴史性」を最大限活用する。

5) その他

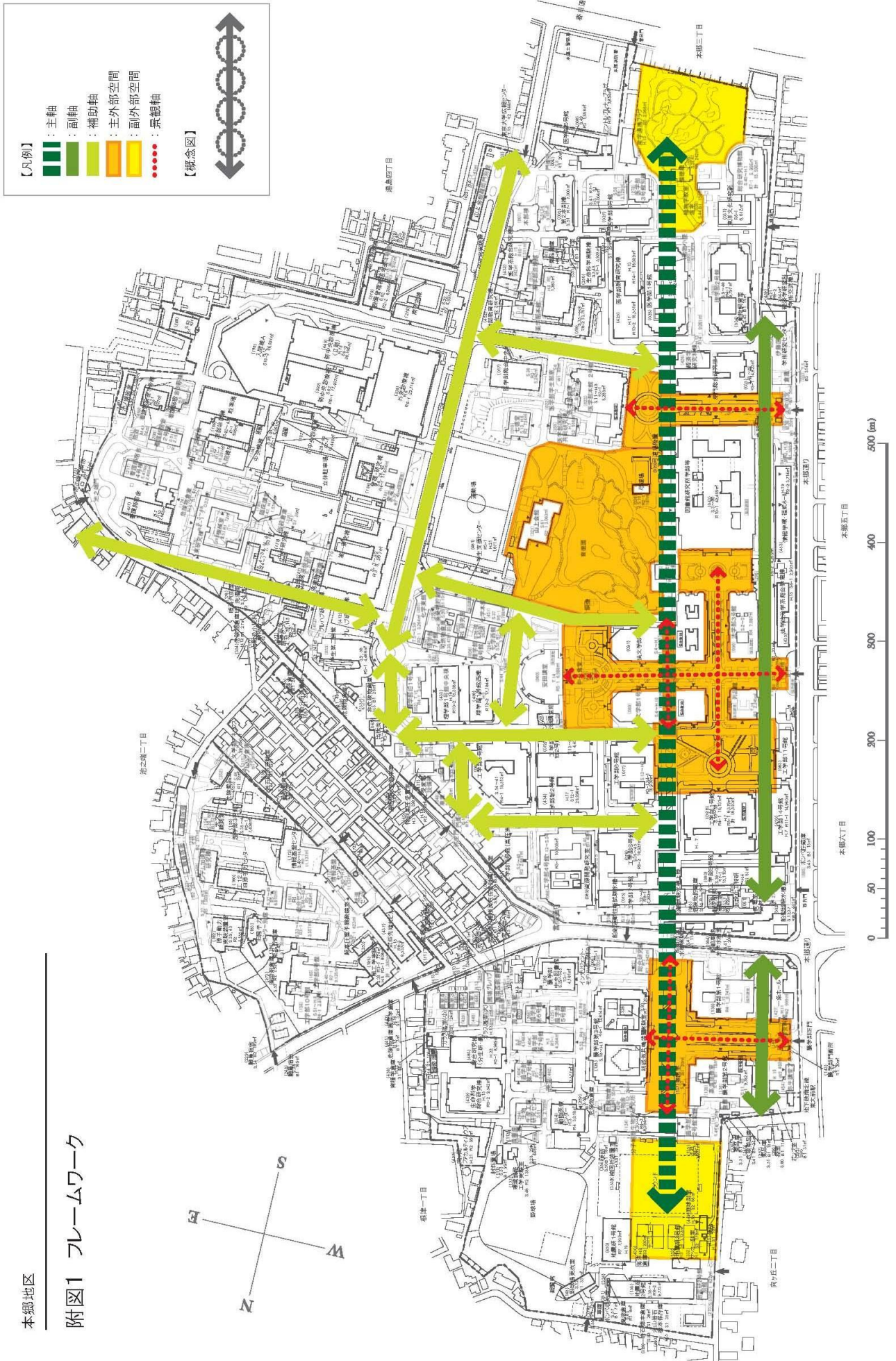
「保存」「復元」「新設」の手法を確立する。

環境全体で省エネルギー化を目指す。

(脚注)

内田ゴシックとは、関東大震災によって本郷キャンパスの大部分が損壊・焼失した後に震災復興計画を担った内田祥三が採用したゴシック的建築様式であり、安田講堂、法文1, 2号館、法3号館、工・列品館、総合図書館、工1号館、医2号館本館、農3号館などがその例である。

附図1 フレームワーク



2. 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2-1から2-4に示す。

2-1. 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と良好な関係を保ちつつ意思疎通を図り、一体とした地域計画となるように配慮すること。

2-2. 歴史的空間と保存建造物

1) 趣旨

歴史ある本学のキャンパス空間を適切かつ効果的に継承していくために、歴史的空間及びそれを構成する建造物（建築物及び工作物）を附図2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。

2) 保存建造物 1 種

- ・ 赤門
- ・ 正門及び門衛所
- ・ 化学東館
- ・ 大講堂
- ・ 列品館
- ・ 東京大学広報センター
- ・ 農学部 1 号館
- ・ 法学部 3 号館
- ・ 総合図書館及び研究所等
- ・ 法文学部 1 号館
- ・ 法文学部 2 号館
- ・ 御殿下記念館
- ・ 池ノ端門及び門衛所
- ・ 竜岡門及び門衛所
- ・ 管理研究棟
- ・ 工学部 1 号館
- ・ 医学部本館
- ・ 農学部 2 号館
- ・ 弥生門、門衛所及び塀
- ・ 農学部正門及び門衛所及び自動車車庫
- ・ 七徳堂
- ・ 工学部 6 号館
- ・ 農学部 3 号館
- ・ 本郷通り塀
- ・ 塀（言問通り、湯島四など）
- ・ 懐徳館西側旧前田邸前庭の塀
- ・ 懐徳館

以上、計 27 点

3) 保存建造物 2 種

- ・ 赤門車庫（コミュニケーションセンター）
- ・ 物置（病院）
- ・ 赤門倉庫
- ・ 工学部 4 号館
- ・ 工学部 2 号館
- ・ 東第 2 病棟（東研究棟）

- ・ 第一研究棟
 - ・ 内科研究棟
 - ・ 高圧実験室
 - ・ 理学部 2 号館
 - ・ 学生第 2 食堂
 - ・ 弓道場及び弓道場物置
 - ・ 船型試験水槽室
 - ・ 工学部 3 号館
 - ・ 図書館西側東屋（藤棚）
 - ・ 南研究棟
 - ・ 理学部旧 1 号館
 - ・ コンビニ安田講堂店
 - ・ 野球場更衣室
- 以上、計 20 点

4) シンボル工作物

- ・ 総合図書館前噴水
 - ・ コンドル象
 - ・ ウェスト像
 - ・ 三好晋六郎像
 - ・ 懐徳館基礎
 - ・ 浜尾新像
 - ・ ポンプ跡
 - ・ 佐藤三吉像
 - ・ 青山胤通像
- 以上、計 9 点

5) 配慮すべき事項

a) 歴史的空間への配慮

歴史的空間の改変に至る行為の際には、その空間を構成している施設や樹木等の配置及び細部や意匠・構造の双方に十分配慮した検討を行うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持すること。

b) 保存建造物・シンボル工作物の保存方法

保存建造物・シンボル工作物の保存方法については、下記の手法に沿うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、保存建造物、シンボル工作物は、要望等に応じて追加指定してもよい。

①保存建造物 1 種

原則として、その外形と配置を改変しない。困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下に他の保存手法を検討する。

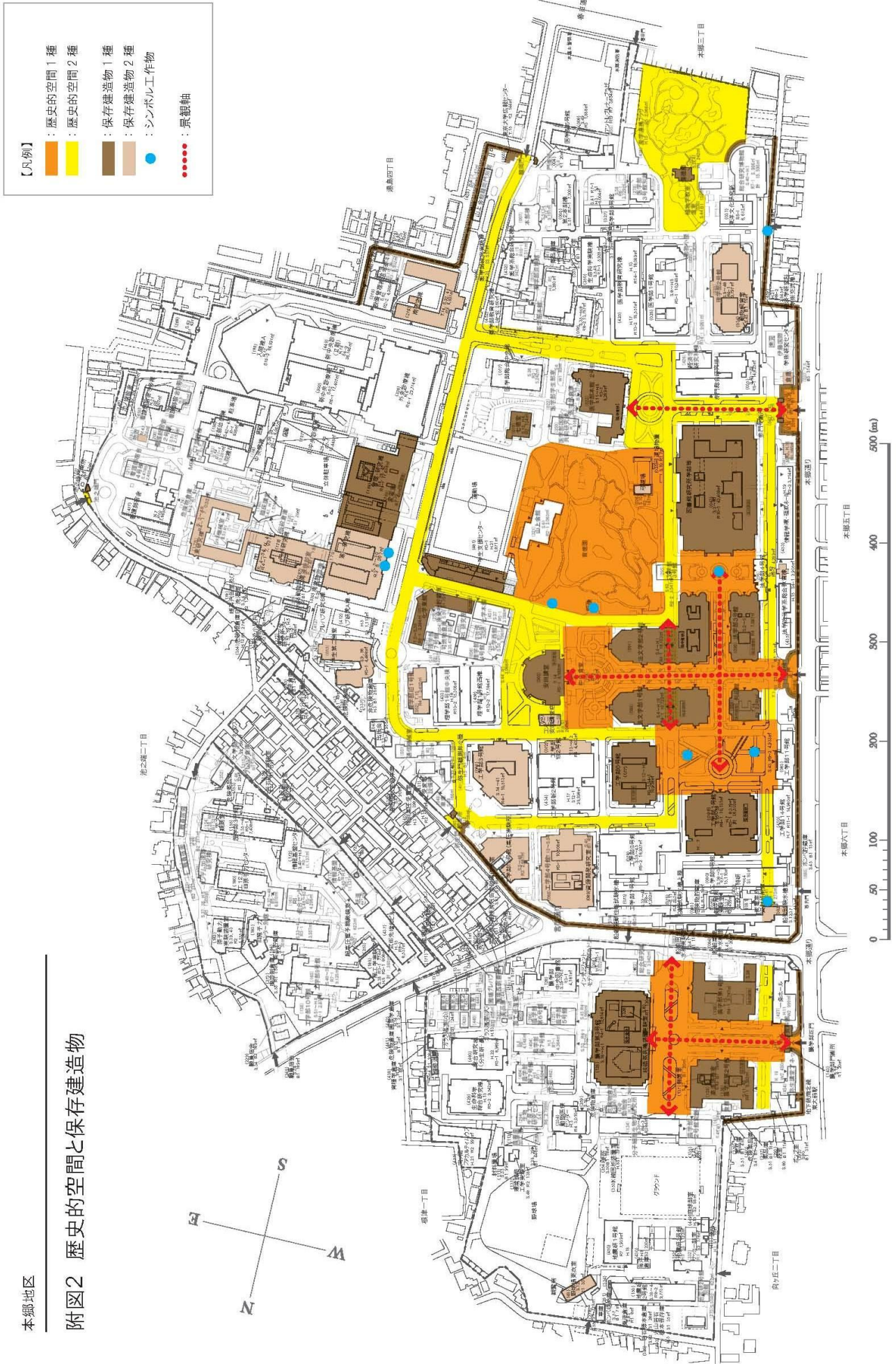
②保存建造物 2 種・シンボル工作物

現存の状態を保存することを検討する。困難な場合は、外壁保存を検討する。外壁保存が困難な場合は、キャンパス計画室の下で他の保存手法を検討する。

c) 眺望景観への配慮

景観軸に関する建造物については、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

附图2 歴史的空間と保存建築物



2-3. 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図3のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。

2) シンボル樹木

- ・安田講堂前広場クスノキ（南北二本）
- ・大銀杏広場イチョウ
- ・赤門脇スタジイ（南北二本）
- ・医学部総合中央館脇スズカケノキ
- ・船型試験水槽室前クスノキ
- ・農学部第3号館前イチョウ
- ・農学部正門前スタジイ

以上、計9本

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動や散策ができるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

また本郷地区キャンパスでは、施設整備の際には積極的な緑化を検討すること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による承認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。

- a) 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上のもの
- b) 高さが 15 メートル以上のもの
- c) 株立ちした樹木で、高さが 3 メートル以上のもの
- d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が 30 m²以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

附图3 緑・自然環境

- 【凡例】
- ：広場
 - ：プロムナード
 - ：緑地
 - ：シンボル樹木



2-4. キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図4のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力すること。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスの周縁部を演出すること。

d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、危険物貯蔵所やバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物などは原則として建設しない。

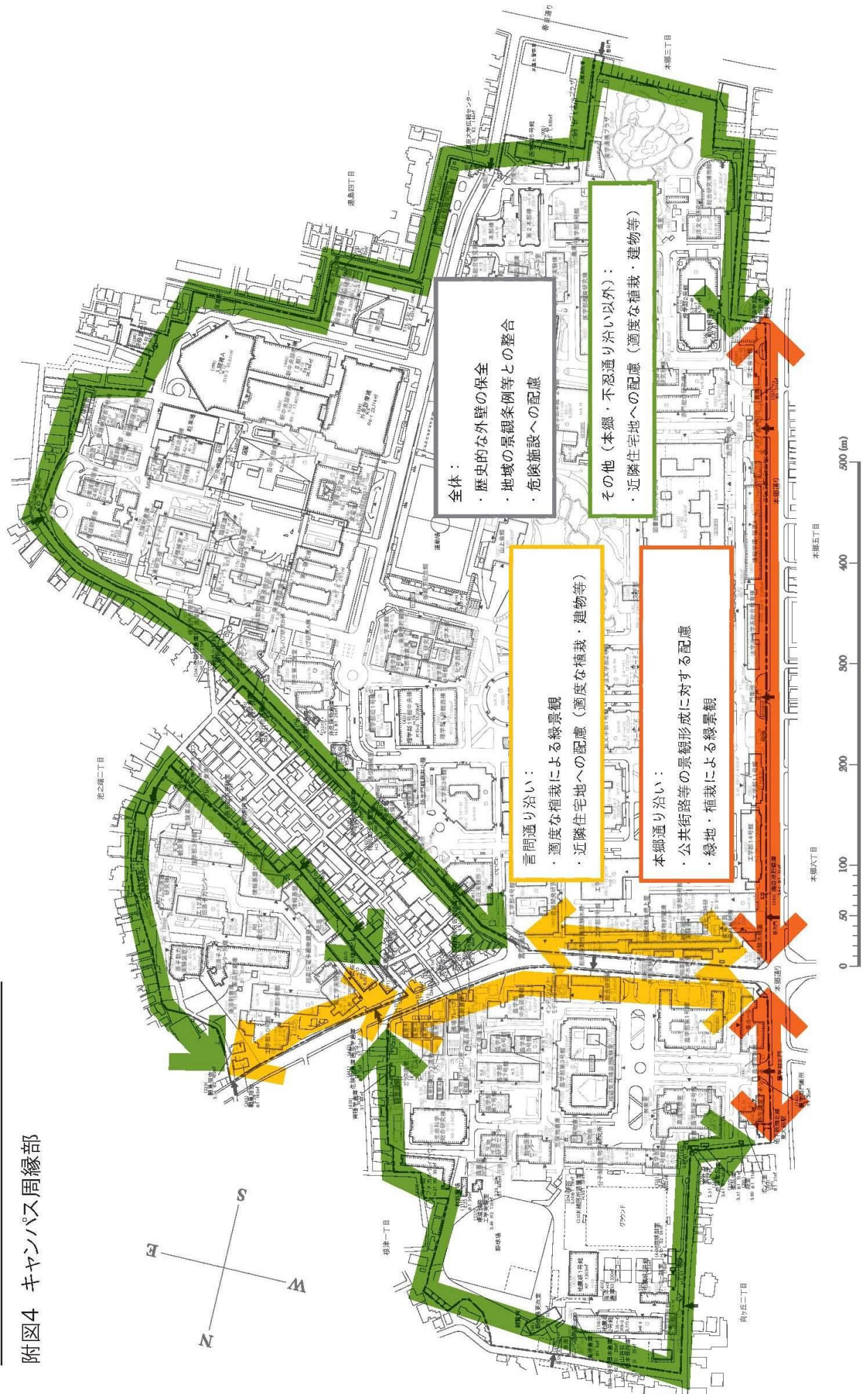
e) 近隣への配慮

適切な植樹により周辺環境との融和を図ること。

f) 歴史的な外壁の保全

保存建造物等に指定されている歴史的な外壁を適切な状態に保つこと。

附図4 キャンパス周縁部



3. 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

歴史的環境と新たな建設の秩序ある統合を図り、キャンパス全体の良好な環境を保全、強化するため、附図5のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。ただし、保存建造物1種の既存部分はこの限りではない。

①低層地区

高さ 12m、容積率 60%

②中層地区

高さ 36m、容積率 180%

③高層地区

高さ 60m、容積率 300%

④第1種特殊地区（運動場等）

管理施設・部室等を除き、原則建築物を建てない。建てる場合も 12m 以下とする。
容積率は数%。

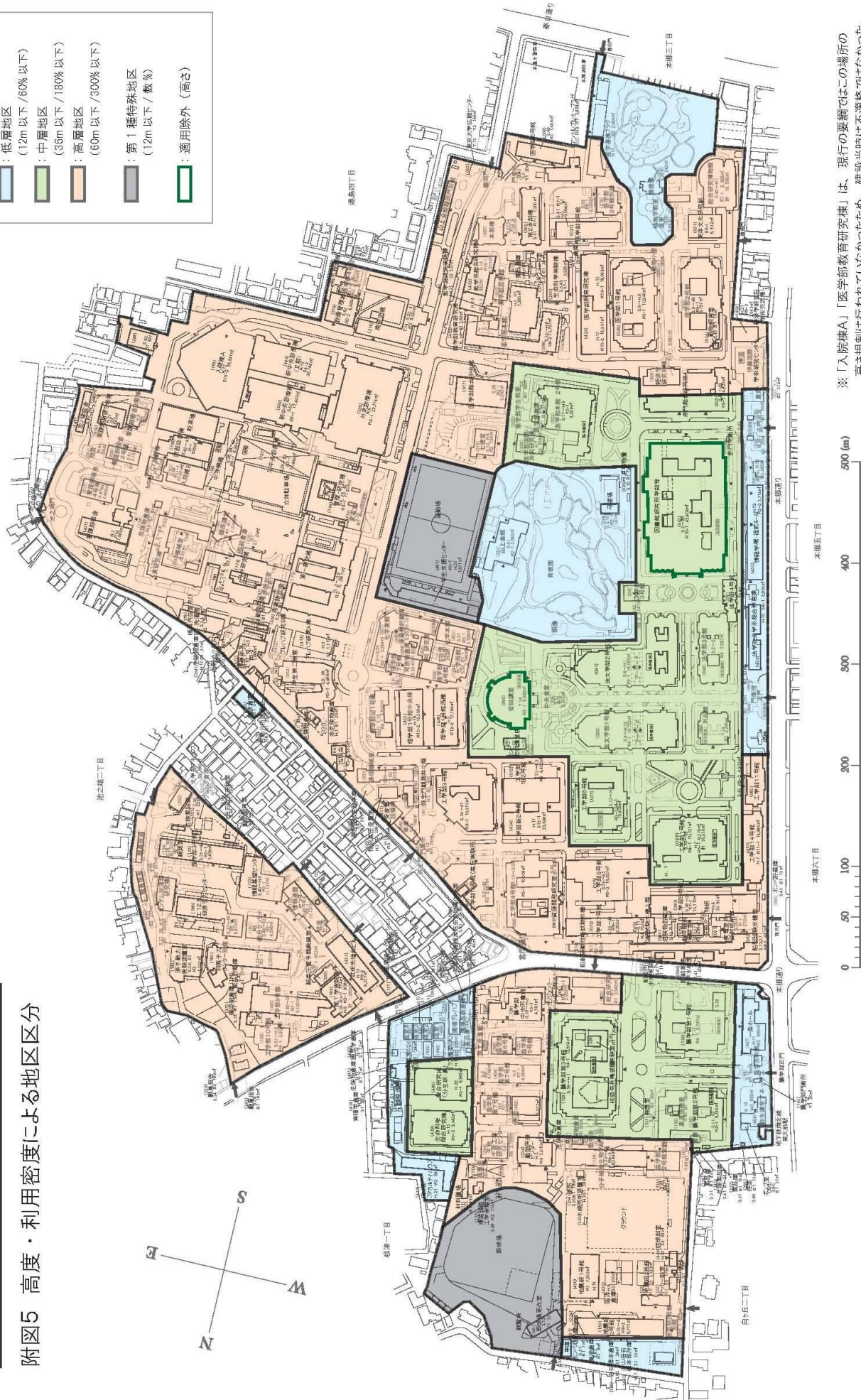
b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただし、都市計画に定められた容積率の遵守を徹底すること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。

本郷地区

附図5 高度・利用密度による地区区分

- 【凡例】(高さ/地上部の容積率)
- : 低層地区 (12m以下/60%以下)
 - : 中層地区 (36m以下/180%以下)
 - : 高層地区 (60m以下/300%以下)
 - : 第1種特殊地区 (12m以下/敷%)
 - : 適用除外(高さ)



※「入院棟A」「医学部教育研究棟」は、現行の要綱ではこの場所の
高さ規制は行われていなかったため、建設当時は不適合ではなかった。

VI 全体構想

1. 共同利用施設の配置

利用者が広範囲にわたり、または対外的公開性の強い共同利用施設を優先して配置すべき地域、および、食堂等一定範囲の地域ごとに設けるべき共同利用施設の配置個所を、平成 15 年 3 月の本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図 5 のとおり指定する。(参考図 1)

2. 部局の再配置

キャンパス全体の統一かつ円滑な再開発を可能にするとともに、その有効かつ合理的な利用を図るため、基本的に平成 15 年 3 月の本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図 6 に示すところに従って、部局建物の全部または一部を再配置する。(参考図 2)

駒場地区キャンパス計画要綱

平成5年12月14日

(評議会承認)

平成15年3月18日改正

(評議会承認)

平成22年9月30日改正

(役員会承認)

I 趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」(平成4年6月9日評議会採択、平成15年3月18日追加評議会採択、平成19年7月19日役員会承認)の趣旨に則り、駒場地区キャンパスを再開発・整備し、学問の質的・量的発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスタープランを定めるものである。

II 理念

「東京大学キャンパス計画の概要」では、駒場地区キャンパスは、異質な教育研究組織が、それぞれの固有性を保ちつつ、相互の知的協働作用および社会との広範かつ多様な交流を通じて、前期課程教育の新たな展開と高等研究の活性化を図るとともに、「開かれた大学」の理念を具現する場とするものとされている。

これを具体化するために、駒場Ⅰキャンパスには、教養学部、総合文化研究科および数理科学研究科を配置し、全学の前期課程教育と総合文化領域および数理科学領域における高度の教育研究との相互の知的協働作用、ならびに新たなプレゼンテーション機構による市民社会との文化的交流を通じて、創造的なキャンパスライフの創生と社会への総合的文化の発信を行う。

駒場Ⅱキャンパスには、生産技術研究所および先端科学技術研究センターを配置し、それぞれ独自の使命を有する両組織間の知的協働作用と、民間や諸外国との共同研究を含む社会との高水準の相互交流とを通じて、それぞれの学問の新たな展開と活性化を図るとともに、研究成果に基づく情報発信とその社会還元により社会貢献を推進する。

これに加え、駒場Ⅰキャンパスにおける前期課程教育と駒場Ⅱキャンパスにおける総合工学研究および先端科学技術研究との相互交流により、東京大学がめざす前期課程教育の新たな展開と高等研究の活性化を図る。また、両キャンパスを通じて、「外へ向けての空間」を設けることにより、「開かれた大学」の理念を具現する。

Ⅲ 目標

A. 駒場Ⅰキャンパス

1. 最先端の教育研究施設の整備

教育・研究の高度化に対応した最先端の施設・設備を擁する最適の大学キャンパスを実現する。

2. 「開かれた大学」の理念の具体化

都市の一部としての大学の存在意義を認識し渋谷の文化ゾーンに隣接するという駒場Ⅰキャンパスの特性を活かして、学生・教職員の福利厚生を図りつつ、一般社会の文化的関心に大学として適切に応えるため、必要な整備を行う。

3. 恵まれた自然環境の活用

武蔵野の面影を残す林、清涼な湧き水など恵まれた自然環境を最大限活用するとともに、この自然環境を基にして外部空間の骨格の整備を図る。

4. 合理的更新システムの確立

アカデミック・プランの将来の発展に伴い必要となる施設計画の実現を可能とする建築面積の余裕を確保するとともに、教育研究活動を支障なく継続しつつ、必要に応じて絶えず施設の更新を可能とするシステムを確立する。

B. 駒場Ⅱキャンパス

1. 高度で先端的な研究施設の拡充

高度で先端的な研究を継続し、かつ格段に発展させるため、基盤となる研究施設や研究支援設備を更新・増強することにより研究インフラストラクチャの大幅な整備を行うとともに、高度に機能的な研究・実験棟を新営する。

2. 社会に開かれた研究・教育施設の整備

開かれた研究の場として国際的規模における共同研究の広範な展開を可能とするための施設、および、社会に開かれた教育の場として大学院における社会人プログラムや生涯教育を実施し、研究成果の社会還元を推進するための施設を整備する。

3. 国際的情報発信・交流拠点として必要な諸施設の整備

諸外国の大学や企業との学術・研究交流を活発に行うため、国際的情報発信・交流拠点として必要な諸施設を整備する。

4. 将来の研究・教育計画への対応

施設の整備にあたっては、将来にわたり関連部局のアカデミックプランが実現できるよう配慮する。

5. 環境重視型キャンパスの実現

恵まれた周囲の自然環境と十分に整合した景観を保持し、世界的水準の都市型研究教育サイトを設置するのにふさわしいキャンパスを実現する。

IV 基本となる原則

1. 全学的協力の原則

キャンパスの再開発は、各部局の自主性・自治を尊重しつつ、全ての部局が協力し、全学的な事業として実施する。

2. 非固定的土地利用の原則

いずれの部局もキャンパス内の特定の区域につき固定的な専用権を有するものではないとの理解の下に、現行の土地利用を固定せず、キャンパス全体の統一かつ円滑な再開発を可能にし、その有効かつ合理的な利用を図るため必要な場合には、関連部局との調整のもと、部局建物や緑地等の再配置を行う。ただし、その配置等の変更は、各部局における教育研究活動に実質的な支障をきたさないように配慮する。

V 方法

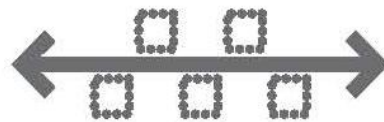
A. 駒場 I キャンパス

1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。駒場 I キャンパスは、正門周辺の歴史的景観と銀杏並木のプロムナードという明快な全体構成を有しており、特にプロムナードは、その位置や利用形態からキャンパスの背骨として機能しているため、これを主軸として位置づける。この主軸に繋がる外部空間の質と量の向上が重要であり、現在近接している空間を中心に主・副外部空間を位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図 A1 のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設定・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



〈駒場 I キャンパス概念図〉

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮することとし、また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の軒の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景観に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高度を抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。

なお、景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

正門周辺のまとまりのある歴史的景観、施設群を繋ぐプロムナード、それを取り囲む運動施設と緑地帯、という全体構成は明確であり、歴史と環境をテーマにこの構成をより充実させ強化する。

a) 機能の充実

学生の利便性を中心に、明るく活力のある環境を創出する。

b) ネットワークの充実

施設群間の人の移動の円滑化を計る。

4) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

歴史的景観のまとまりとその背後の近代的な施設群の対比を、より分かりやすいものにする。武蔵野の面影を残す豊かな緑が生きるデザインを指向する。

a) 構えの確保

正門前広場を中心とした歴史的景観の保全を図る。

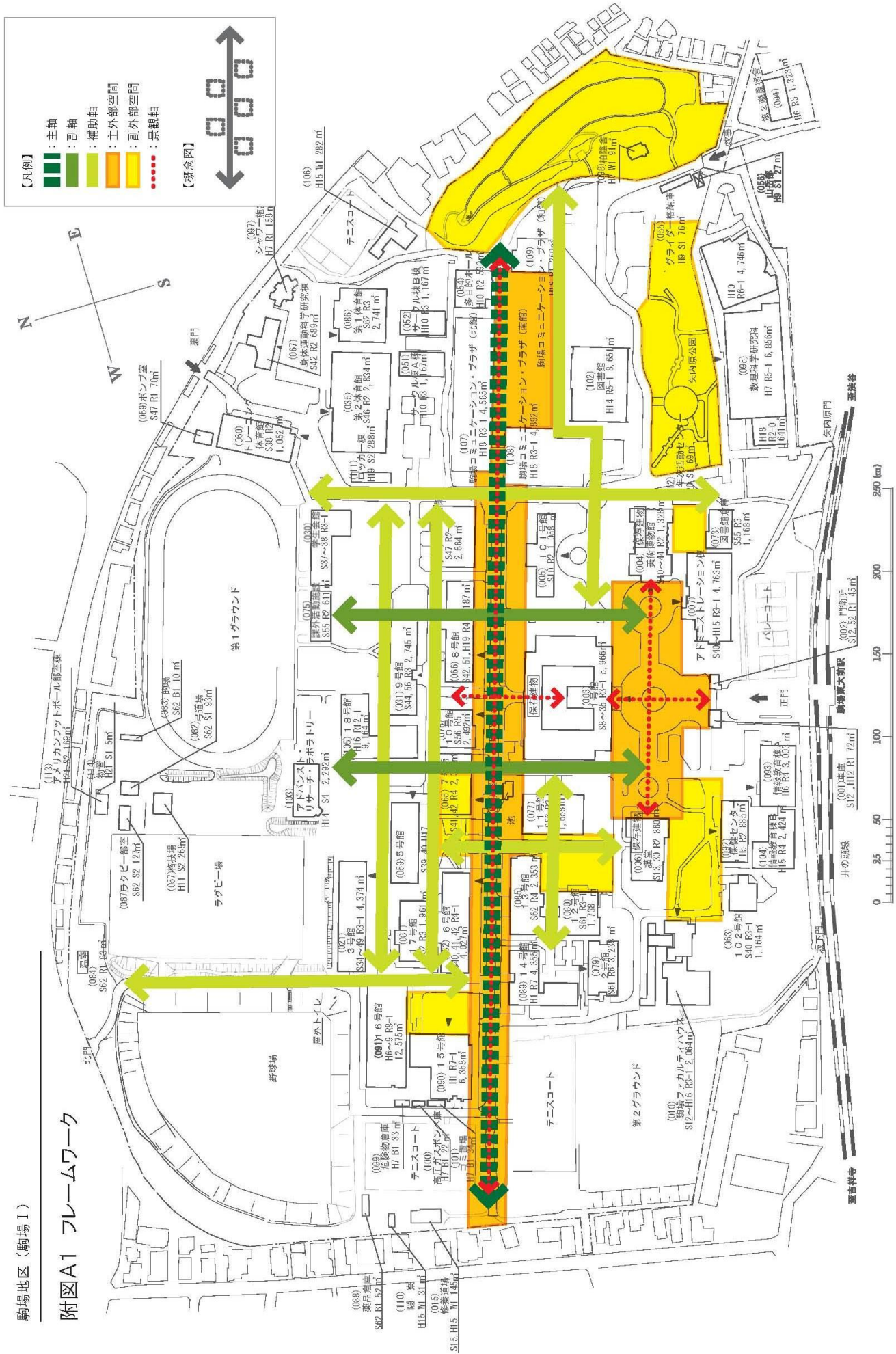
b) 環境との一体性

外観は樹木と建築物の関係を重視し、内部からも環境の豊かさを感受しうる「抜けのある施設計画」を図る。

5) その他

新設建築物は機能性と環境性能を重視する。

附图A1 フレームワーク



2. 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2-1から2-4に示す。

2-1. 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と良好な関係を保ちつつ意思疎通を図り、一体とした地域計画となるように配慮すること。

2-2. 歴史的空間と保存建造物

1) 趣旨

歴史ある本学のキャンパス空間を適切かつ効果的に継承していくために、歴史的空間及びそれを構成する建造物（建築物及び工作物）を附図A2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。

2) 保存建造物 1 種

- ・ 1 号館
- ・ 美術博物館
- ・ 講堂
- ・ 正門
- ・ 車庫
- ・ 門衛所

以上、計 6 点

3) 保存建造物 2 種

- ・ 101 号館
- ・ 駒場ファカルティハウス

以上、計 2 点

4) シンボル工作物

- ・ 旧寮遺構（地下道エントランスゲート）

以上、計 1 点

5) 配慮すべき事項

a) 歴史的空間への配慮

歴史的空間の改変に至る行為の際には、その歴史を構成している施設や樹木等の空間的配置及び細部や意匠・構造の双方に十分配慮した検討を行うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。

b) 保存建造物・シンボル工作物の保存方法

保存建造物・シンボル工作物の保存方法については、下記の手法に沿うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、保存建造物、シンボル工作物は、要望等に応じて追加指定してもよい。

①保存建造物 1 種

原則として、その外形と配置を改変しない。困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下に他の保存手法を検討する。

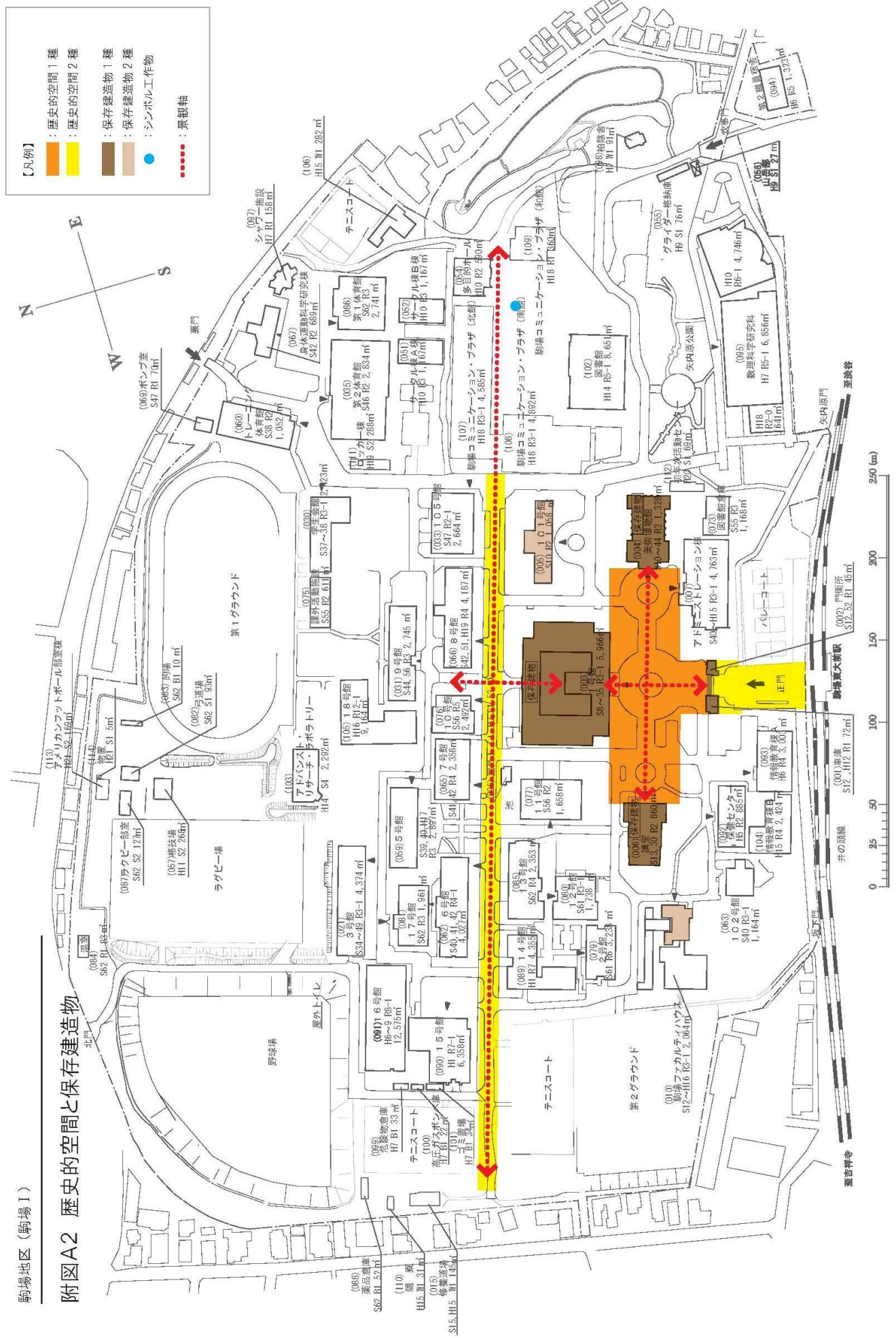
②保存建造物 2 種・シンボル工作物

現存の状態を保存することを検討する。困難な場合は、外壁保存を検討する。外壁保存が困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下で他の保存手法を検討する。

c) 眺望景観への配慮

景観軸に係る建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

附图A2 歴史的空間と保存建造物



2-3. 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図A3のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。

2) シンボル樹木

- ・ 正門正面シラカシ
- ・ 美術博物館前ヒマラヤスギ
- ・ 講堂前ヒマラヤスギ
- ・ 理想の教育棟脇クスノキ
- ・ コミュニケーションプラザ中庭ポプラ、メタセコイヤ、クロマツ（3本）

以上、計7本

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動や散策ができるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による承認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。

a) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

b) 高さが15メートル以上のもの

c) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上のもの

d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が30 m²以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

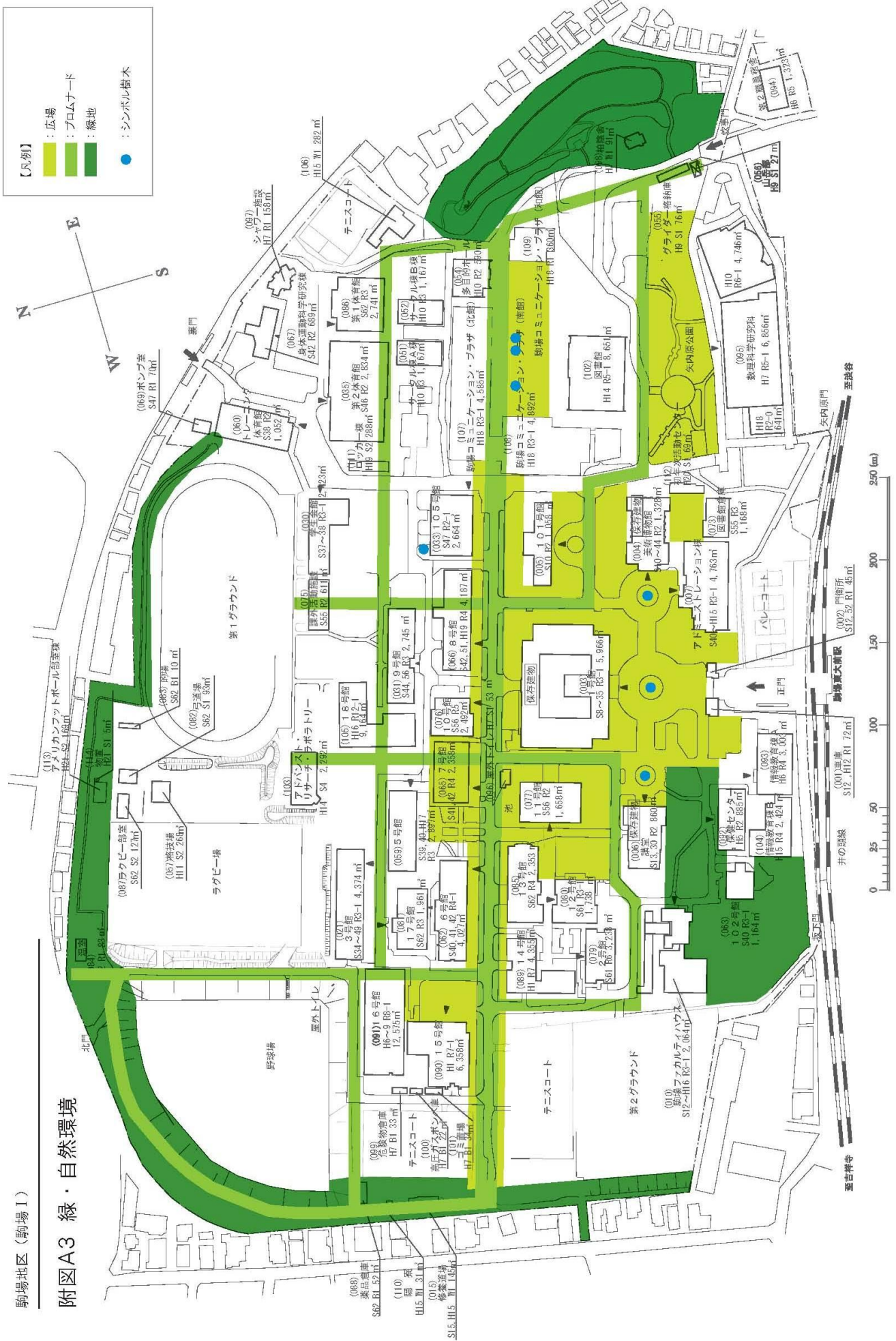
大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

駒場地区 (駒場I)

附图A3 緑・自然環境



2-4. キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図A4のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力する。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスの周縁部を演出すること。

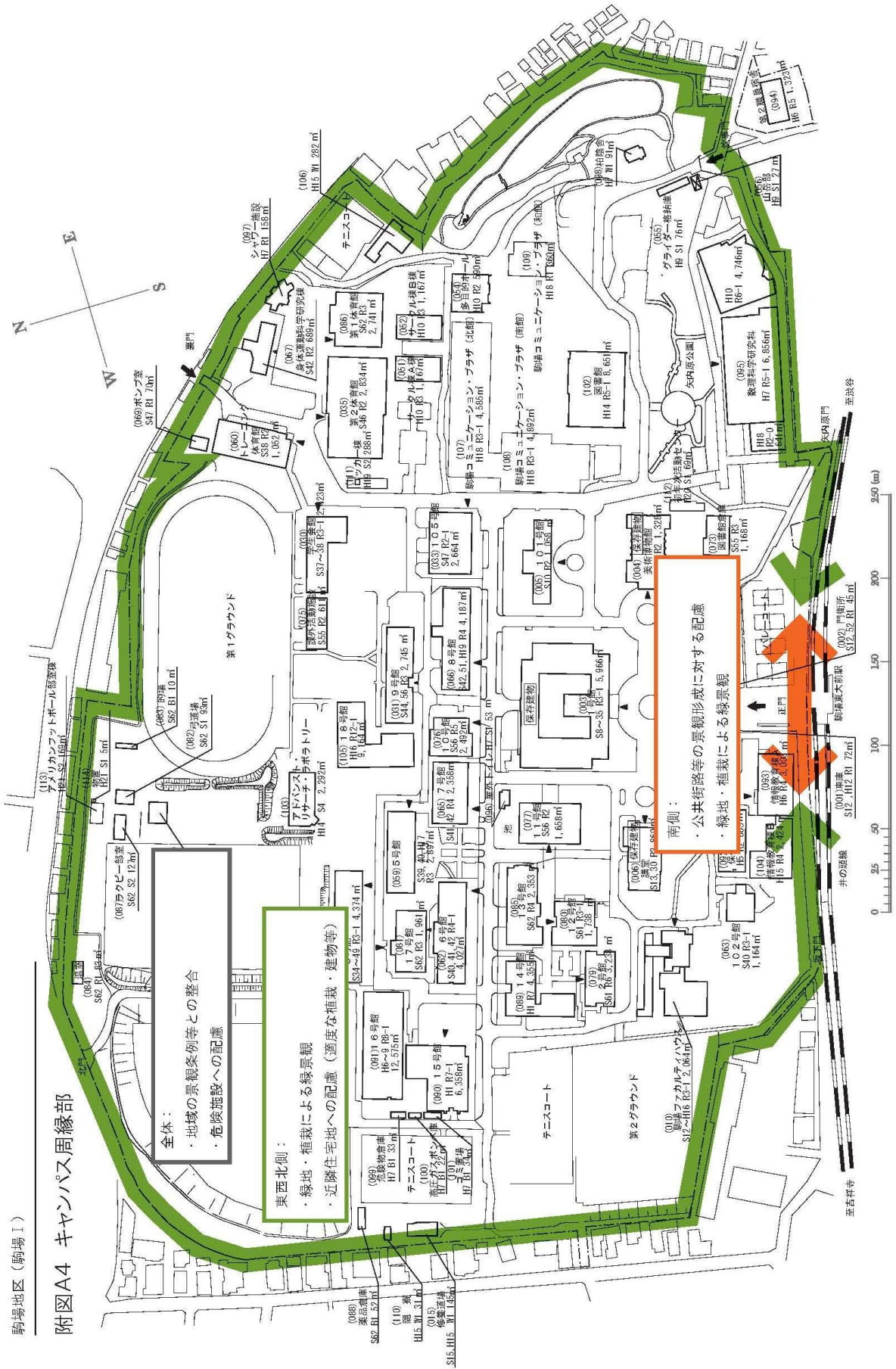
d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、危険物貯蔵所やバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物などは原則として建設しない。

e) 近隣への配慮

適切な植樹により周辺環境との融和を図ること。

附图A4 キャンパス周縁部



全体：
 ・地域の景観条例等との整合
 ・危険施設への配慮

東西北側：
 ・緑地・植栽による緑景観
 ・近隣住宅地への配慮 (適度な植栽・建物等)

南側：
 ・公共施設等の景観形成に対する配慮
 ・緑地・植栽による緑景観

3. 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

恵まれた自然環境を最大限に享受しつつ、キャンパス全体の秩序ある整備を進めるため、附図A5のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。ただし、保存建造物1種の既存部分はこの限りではない。

①低層地区

高さ 12m、容積率 50%

②中層地区

高さ 34m、容積率 200%

③第1種特殊地区（運動場等）

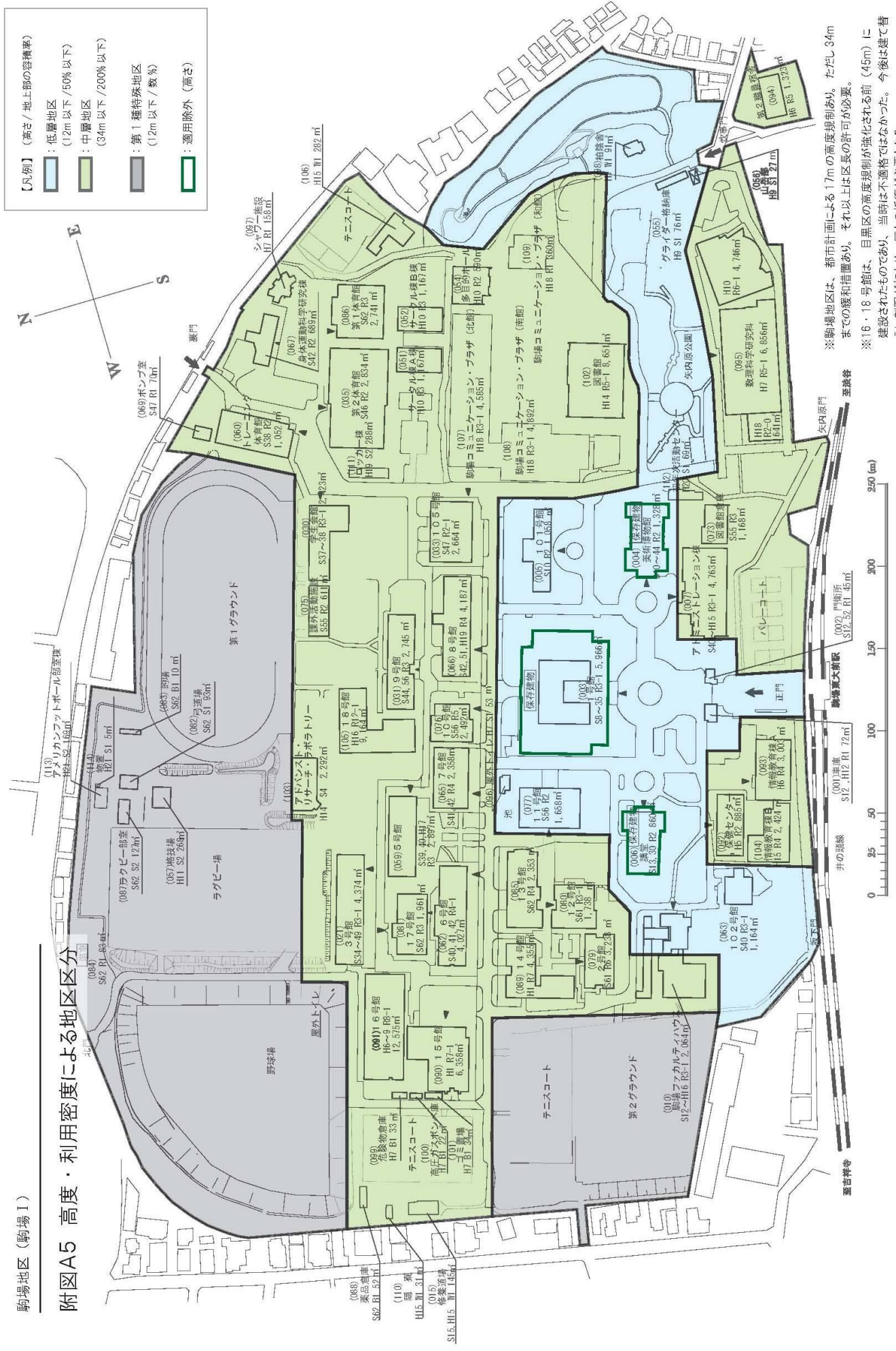
管理施設・部室等を除き、原則建築物を建てない。建てる場合も 12m 以下とする。
容積率は数%。

b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただし、都市計画に定められた容積率の遵守を徹底すること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。

駒場地区 (駒場 I)

附図A5 高度・利用密度による地区区分



- 【凡例】 (高さ / 地上部の容積率)
- : 低層地区 (12m以下 / 50%以下)
 - : 中層地区 (34m以下 / 200%以下)
 - : 第1種特殊地区 (12m以下 / 数%)
 - : 適用除外 (高さ)

※駒場地区は、都市計画による17mの高度規制あり。ただし34mまでの緩和措置あり。それ以上は区長の許可が必要。
 ※16・18号館は、目黒区の高度規制が強化される前(45m)に建設されたものであり、当時は不適格ではなかった。今後は建て替えに制限が加わり、区との折衝が必要となる。

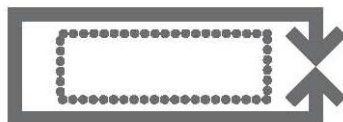
B. 駒場Ⅱキャンパス

1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。駒場Ⅱキャンパスは、正門周辺の歴史的景観と敷地中央のユニヴァーシティ広場という明快な外部空間の構成を有しているため、これらを主外部空間として位置づける。また、ユニヴァーシティ広場を取り囲むように建築物が配置されており、キャンパスの骨格を成しているため、広場を囲む通りを主軸として位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図B1のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設計・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



〈駒場Ⅱキャンパス概念図〉

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、また向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮することとし、また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の軒の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景観に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高度を抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

研究の場にふさわしい静謐かつ清廉な環境を形成する。交通計画との整合性を計りながら「ユニヴァーシティ広場」を中心とした明確なイメージを創出する。

a) 中心の形成

明確で強いメッセージ性を持った広場を創出する。

b) 輪郭の充実

緑豊かで落ち着いたあるキャンパスの外郭を形成する。

4) 「ユニヴァーシティ広場」の設定

「開かれた大学」の理念を実現するための「ユニヴァーシティ広場」として、キャンパス内に外部空間（公共空地）を確保し、それを学生・教職員の憩いの場とするとともに、社会への情報発信の場ともすべく、必要な整備を行う（参考図4）。

5) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

建築物群は、ユニヴァーシティ広場のイメージをより強化する在り方を目指す。先進的な研究機関として、現代的な感性を活かした機能的な施設計画とする。

a) 近未来の表現

新設建築物のデザインは、現在の建築物の精神を踏襲する。

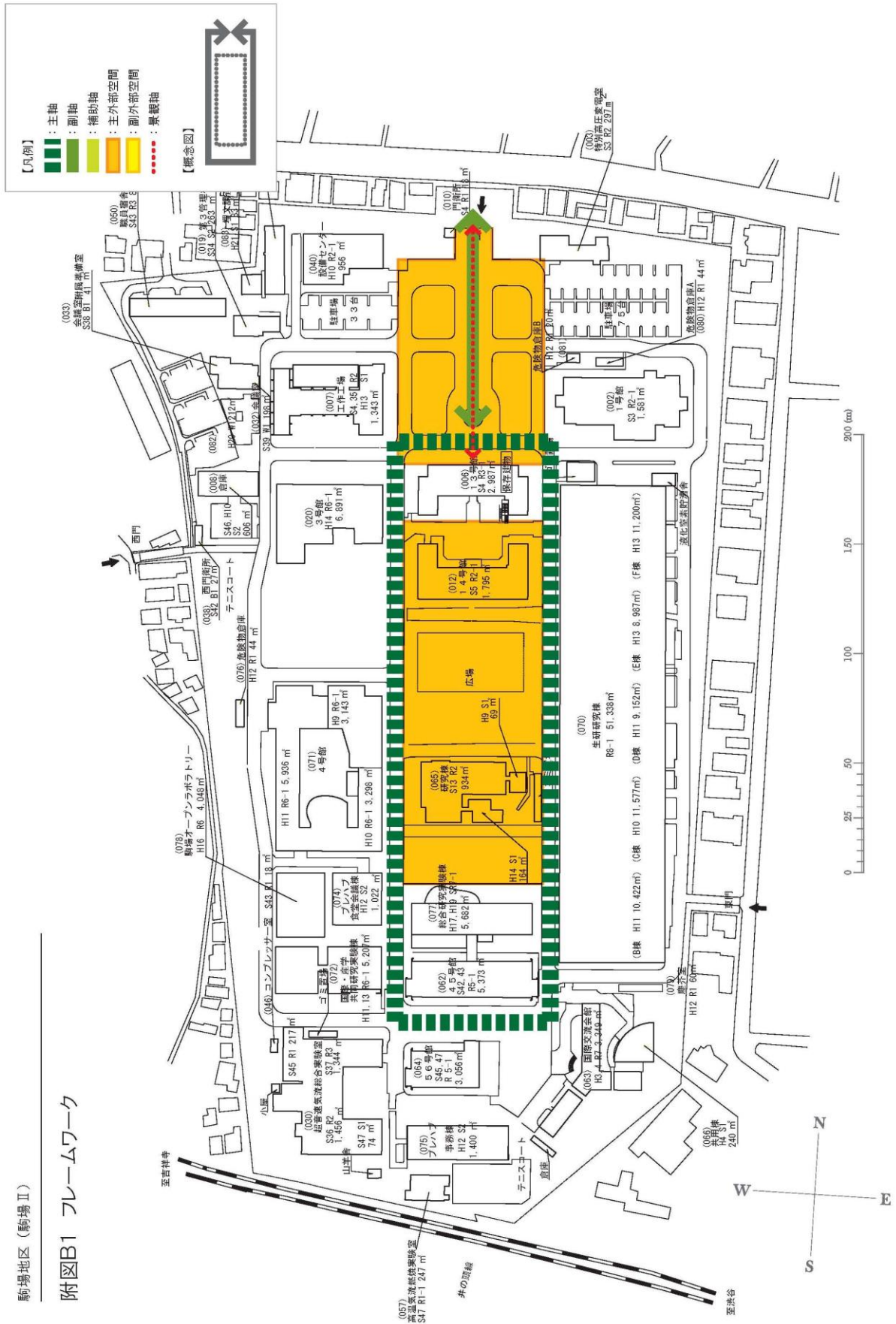
b) 連携の強化

広場を囲む建築物群相互のネットワーク化を計る。

6) その他

周辺地域との融和を計るため、敷地外縁の環境整備に配慮する。

附図B1 フレームワーク



2. 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2-1から2-4に示す。

2-1. 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と良好な関係を保ちつつ、一体とした地域計画となるように配慮すること。

2-2. 歴史的空間と保存建造物

1) 趣旨

歴史ある本学のキャンパス空間を適切かつ効果的に継承していくために、歴史的空間及びそれを構成する建造物（建築物及び工作物）を附図B2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。

2) 保存建造物 1 種

・ 13 号館

・ 門衛所

以上、計 2 点

3) 保存建造物 2 種

現時点で指定なし。

4) シンボル工作物

現時点で指定なし。

5) 配慮すべき事項

a) 歴史的空間への配慮

歴史的空間の改変に至る行為の際には、その歴史を構成している施設や樹木等の空間的配置及び細部や意匠・構造の双方に充分配慮した検討を行うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。

b) 保存建造物・シンボル工作物の保存方法

保存建造物・シンボル工作物の保存方法については、下記の手法に沿うこと。また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、保存建造物、シンボル工作物は要望等に応じて追加指定してもよい。

①保存建造物 1 種

原則として、その外形と配置を改変しない。困難な場合は、キャンパス計画室の監督の下に他の保存手法を検討する。

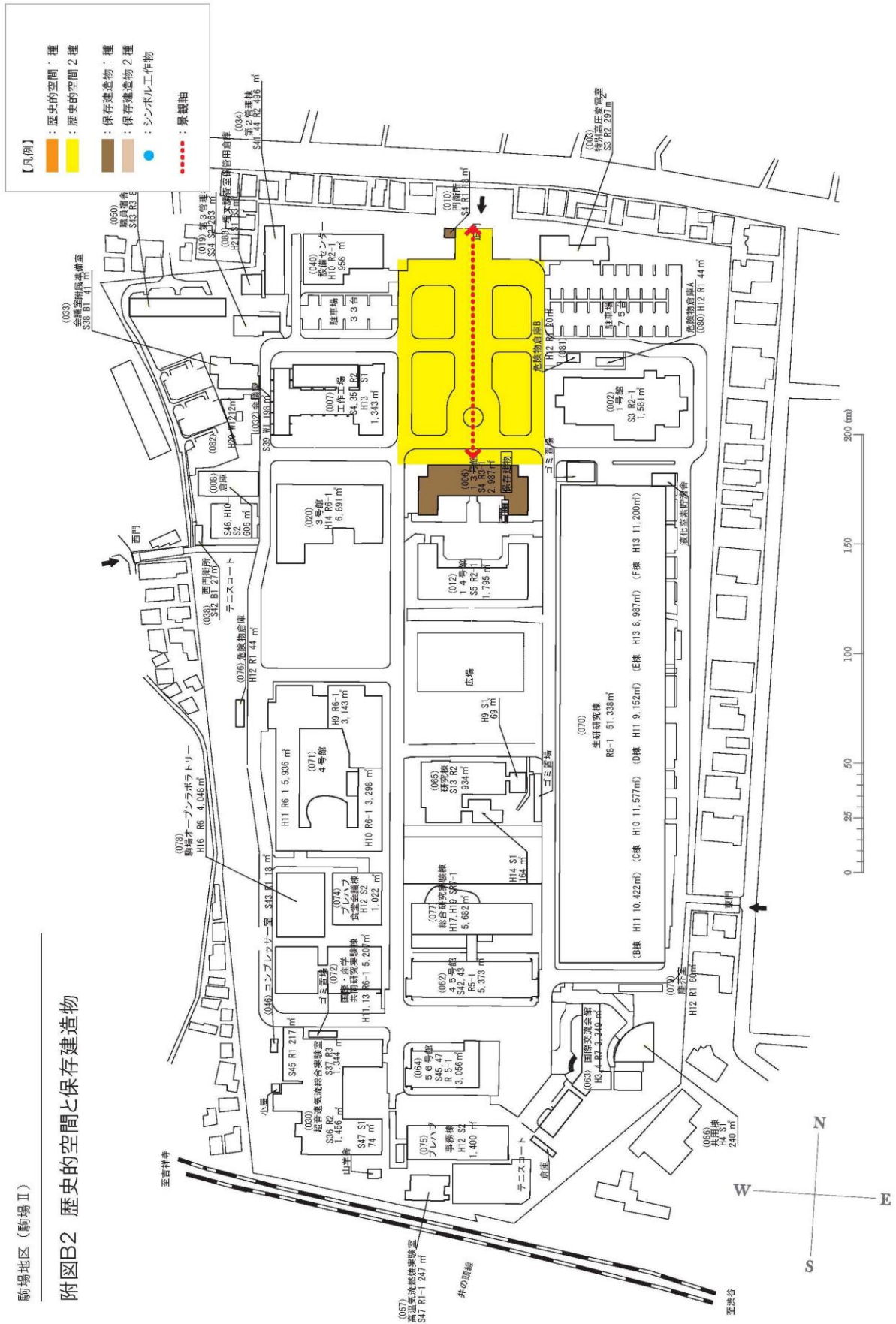
②保存建造物 2 種・シンボル工作物

現存の状態を保存することを検討する。困難な場合は、外壁保存を検討する。外壁保存が困難な場合は、キャンパス計画室の下で他の保存手法を検討する。

c) 眺望景観への配慮

景観軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

附図B2 歴史的空間と保存建造物



2-3. 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図B3のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。

2) シンボル樹木

現時点で指定なし。

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動や散策ができるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による承認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。なお、駒場Ⅱキャンパスでは、恵まれた自然環境を活かしつつ、研究教育に潤いを与え、さらに周辺地域の環境保全にも資するため、キャンパス内の樹木を最大限保存し、やむを得ない場合は移植すること。

a) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

b) 高さが15メートル以上のもの

c) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上のもの

d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

c) 近隣住民への配慮

近隣住民との了解事項を遵守し、樹高や樹種に配慮した植樹・維持管理をすること。

2-4. キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図B 4のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力する。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスの周縁部を演出すること。

d) 危険施設への配慮

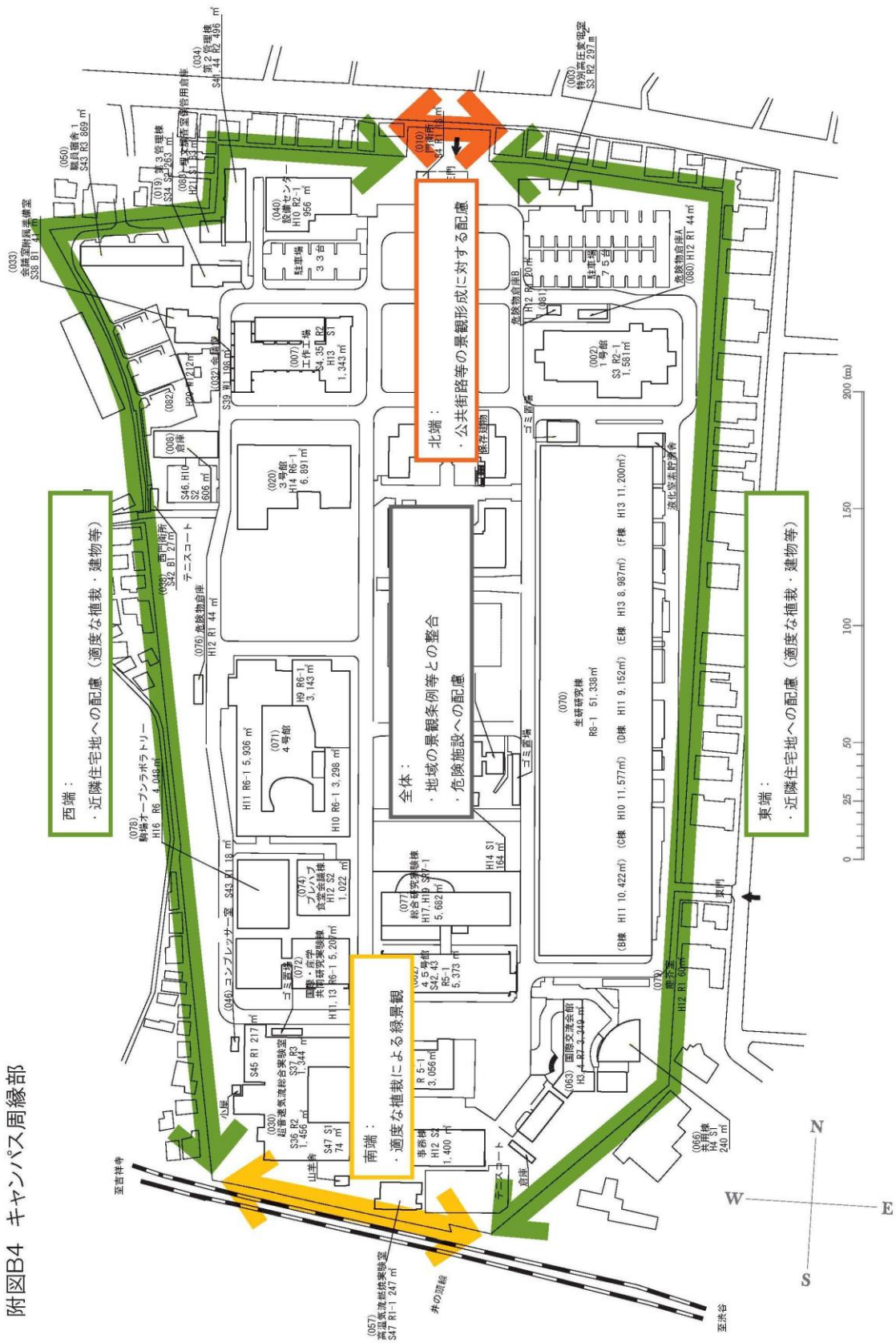
近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、危険物貯蔵所やバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物などは原則として建設しない。

e) 近隣への配慮

適切な植樹により周辺環境との融和を図ること。

駒場地区（駒場II）

附図B4 キャンパス周縁部



3. 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

恵まれた自然環境を最大限に享受しつつ、キャンパス全体の秩序ある整備を進めるため、附図B5のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。ただし、保存建造物1種の既存部分はこの限りではない。

①低層地区

高さ 12m、容積率 50%

②中層地区

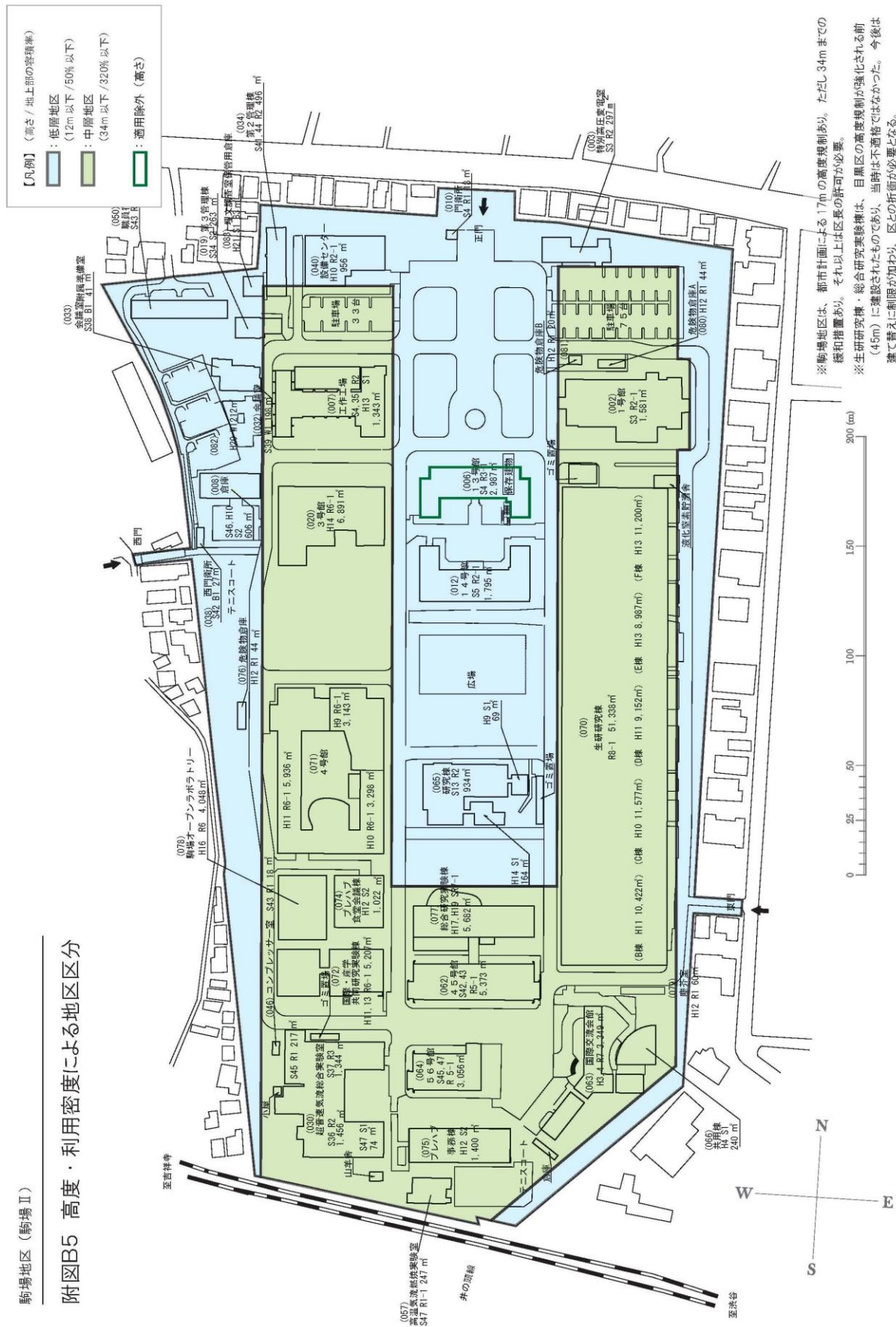
高さ 34m、容積率 320%

b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただし、都市計画に定められた容積率の遵守を徹底すること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。

駒場地区 (駒場Ⅱ)

附図B5 高度・利用密度による地区区分



VI 全体構想

A. 駒場Ⅰキャンパス

1. CENTER FOR CREATIVE CAMPUS LIFE の設置

東部地区は、前記Ⅲ－A－2の趣旨に基づき、「CENTER FOR CREATIVE CAMPUS LIFE」として、学外の文化的関心にも応えつつ、学内の学生・教職員の福利厚生を図るための各種の施設を配置する。(参考図3)

2. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成15年3月の駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図A－4のとおりになる。(参考図3)

B. 駒場Ⅱキャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成15年3月の駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱における附図B－2のとおりになる。(参考図4)

柏地区キャンパス計画要綱

平成7年12月12日

(評議会承認)

平成15年3月18日改正

(評議会承認)

平成22年9月30日改正

(役員会承認)

I 趣旨

本要綱は、「東京大学キャンパス計画の概要」(平成4年6月9日評議会採択、平成15年3月18日追加評議会採択、平成19年7月19日役員会承認)の趣旨に則り、柏地区キャンパスを開発・整備し、時代の発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスター・プランを定めるものである。

II 理念

柏地区キャンパスは、東京大学の「三極構造」の中で、本郷地区、駒場地区とともに、単なる総合大学ではなく世界のセンター・オブ・エクセレンスとしての東京大学を形作る一極である。伝統を踏まえた体系化、ディシプリンの探究を志向する本郷地区キャンパスでの学問、学際的研究をはじめとする「空間的総合」による新しい知を模索する駒場地区キャンパスでの学問との対比でいえば、柏地区キャンパスでの学問は、いわば「時間的総合」を中心理念として、未知の分野に分け入って大胆な知的冒険を試みるものとなるべきものである。このようなソフトウェアとしてのアカデミック・プランは、ハードウェアとしてのキャンパス・プランを規定することになる。

さらに、郊外の豊かな敷地を活用して、国際的な連携の拠点となることを目指し、柏地区の3キャンパス(柏、柏II、柏の葉駅前)は、緊密な連携を図りながらも、以下に述べるように個々の基本理念を有するものとする。

柏キャンパスの基本理念は、絶えざるイノベーションである。研究内容が流動的である以上、研究施設は将来の研究発展を阻害しないよう、あらかじめ大幅な「あそび」が必要である。ハード面での余裕とフレキシビリティが自由な発想を保証するのである。将来を見通すことはできない、という「見通し」に立って、有限の土地に無限の可能性を与えることが必要である。

柏IIキャンパスの基本理念は、学生・教職員のスポーツ活動を通じた健康や心身のコンディション調整を含め、生涯の健康増進に寄与するスペースとして運動場機能等を充実させることである。また、柏キャンパスの福利交流施設、他の学内運動場とも一体的な管理・運営・サービスを行う。さらに、地域に開かれたキャンパスというコンセプトの下に県立の柏の葉公園運動施設とも連携し、キャンパス周辺環境との調和を目指す。

柏の葉駅前キャンパスの基本理念は、地域連携、広域連携、国際連携の拠点となるスペースの創出を図るものとし、この理念の下で柏の葉キャンパス駅前であるという立地を活かして有効な土地利用を目指すものとする。

これら3キャンパスは、独自の開発を行いつつも、全体としては、柏地区で進める国際キャンパス構想に合致するものでなければならない。

(脚注)「時間的総合」とは、平成7年当時、様々な展開可能性を秘めていた柏キャンパスにおいて、「学問諸分野の最先端から基礎までを冒険的に融合・展開させていく」ことを表現するために、用いた言葉である。

Ⅲ 目標

1. 将来の研究・教育計画への対応

施設・設備の配置にあたっては、将来にわたり、新たなアカデミック・プランがスムーズに実現できるように、敷地利用、容積率等の点で配慮する。

2. 最先端の教育研究施設の整備

高度な教育・研究に対応した最先端の教育研究施設・設備を整備する。

3. 環境の整備・保全

新しい建物群での研究生活に潤いを与え、豊かな発想を育む環境を整備する。また、研究上発生する廃棄物・排水等の管理処分には万全を期し、さらに、雨水浸透を図る等外部環境に対しても優しいキャンパスとする。

4. 地域社会との交流

新しく地域社会の一員となることを自覚し、キャンパスは地域社会にも開かれたものとする。また、次世代の研究者を育てるという観点から、最先端の科学の現場に触れる機会を小中高校生などに与える工夫をする。

5. 共同利用施設・事務管理部門の効率的配置

キャンパスの効率的利用および学生・教職員の福利厚生観点から、各種の共同利用施設及び事務管理部門の最適な配置を図る。

6. 心身の健康を増進

学生・教職員の心身の健康を増進するために、福利厚生のための施設を充実しフィールドの特性を活かした憩いの場を提供する。すべての学生・教職員がその個性と能力を充分発揮しうるよう、ユニバーサルデザインを含めた適正な教育・研究・労働環境の整備を図る。

7. 防災対策の徹底

地震等の様々な災害に十分耐え、かつ、近隣に安心感を与える存在となるよう努める。

Ⅳ 基本となる原則

1. 全学的協力の原則

キャンパスの再開発は、各部局の自主性・自治を尊重しつつ、全ての部局が協力し、全学的な事業として実施する。

2. 非固定的土地利用の原則

いずれの部局もキャンパス内の特定の区域につき固定的な専用権を有するものではないとの理解の下に、現行の土地利用を固定せず、キャンパス全体の統一かつ円滑な再開発を可能にし、その有効かつ合理的な利用を図るため必要な場合には、関連部局との調整のもと、部局建物や緑地等の再配置を行う。ただし、その配置等の変更は、各部局における教育研究活動に実質的な支障をきたさないように配慮する。

V 方法

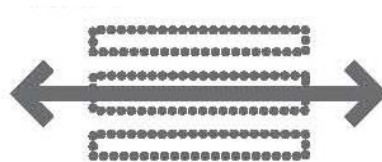
A. 柏キャンパス

1. フレームワーク

1) 趣旨

一体的・統一的なキャンパス整備を計画的に行うため、キャンパスの骨格を形成する「重要な軸線」と「重要な外部空間」を位置づける。柏キャンパスは、東西に長いゾーンが南北に層状に連なる「平行配置」の構造を有しているため、このゾーニングに合わせて主軸、主・副外部空間を位置づける。また、それらを南北に繋ぐように副・補助軸を位置づける。以上より、「重要な軸線」と「重要な外部空間」をフレームワークとして附図A1のとおり設定する。

また、この骨格に対して施設等の計画・設計・施工の際、配慮すべき事項を規定する。さらに、その具体的な配慮の方法を例示する。



〈柏キャンパス概念図〉

2) 配慮すべき基本的な事項

フレームワークとして設定された軸線や外部空間は、キャンパス全体でその質を守り、また向上させるべき重要な公共空間であるため、施設等の整備・改修等に合わせて、それらの質を向上させるよう配慮することとし、また、キャンパス全体の持続可能性を確保するように整備・改修等を行うこと。

a) 軸線

軸線に沿う建築物群の意匠に一体性・関連性を持たせる。

b) 外部空間

外部空間を囲む建築物の軒の高さを統一する。

外部空間から見える眺望景觀に配慮し、直接外部空間に面していない建築物であっても高度を抑制する。

c) 軸線及び外部空間に共通する事項

軸線や外部空間と接する方向に建築物の正面をとる。

軸線に接する場所（外部空間境界部）にオープンスペースをとる。

また、日常的な維持管理においても、それらの質を適切に維持できるよう配慮すること。なお、景觀軸に関係する建造物については、例えば屋上への増築を制限するなど、原則としてキャンパス計画室で眺望保全に関する審議を行う。

3) キャンパスの質について配慮すべき事項

本郷の「時間的な厚み」に対して柏キャンパスは「空間的な広がり」に可能性を求め、本学の近未来が表出する場所として、明るく新鮮な環境を創出する。

a) 新たな個性

レイヤー状のゾーニングをより明確に表現する。

b) 空間の戦略

百年後を見据えた環境形成を計る。

4) 建築物のデザインについて配慮すべき事項

21世紀のキャンパスの規範となる施設計画を目指す。その核心にある「先進性」「先鋭性」を目指す機運を受け、建築物もそれを表現するものとする。

a) 可能性の表現

省エネルギーの観点から新しいスタイルを創出する。

b) 継続性の確保

未来の負荷を軽減すべく、メンテナンス性能を重視する。

5) 都市環境創造への積極的参加と<ユニヴァーシティ・グリーン>の設定

柏地区キャンパスが、「千葉県 柏都市計画事業・柏通信所跡地 土地区画整理事業」の対象地域北端の要地を占めることに鑑み、地域環境に十分な配慮をした実施計画を行う。特に本キャンパスの施設群が実質的にこの地域の景観を決定づけることに十分留意するものとする。また地域環境創造への参加の一環として、環境・景観の保全、防災、「開かれた大学」の理念の具象、といった機能を持つ緑地・空地および、この目的に合致する公共性の高い施設の建設用地として<ユニヴァーシティ・グリーン>と称する領域を設定する。

6) 施設計画の原則

施設計画および施設群の配置は、以下の原則による。

a) 施設の集約化・汎用化の推進と<イノベーション・フィールド>の設定

類似機能を持つ施設の集約化、利用者の流動性に対応可能な施設の汎用化を可能な限り行う。またこの際、施設の増改築を充分念頭に置いた施設配置計画を立てるものとする。特に学問領域の進展に伴う実験的・短期的施設の建設・撤去に向けた用地（<イノベーション・フィールド>と称する。）を施設の周辺に確保する。

b) 施設・空地等の二軸的配置

敷地の前面道路に沿った東西軸とそれに直交する南北軸を想定する。学問領域ごとに共用施設利用の利便性を考慮しつつ、施設群をおおむね東西軸に従って適切に位置づける。おのおの

の領域内においては南北軸に従い、南側から<ユニヴァーシティ・グリーン>、研究施設等（共用施設、<イノベーション・フィールド>を含む。）、緑地・将来計画用地の順に配置することを原則とする。

c) 公共空地面積

公共性の高い空地または緑地（<ユニヴァーシティ・グリーン>を含む。）に、およそ敷地面積の20%以上を充てるものとする。

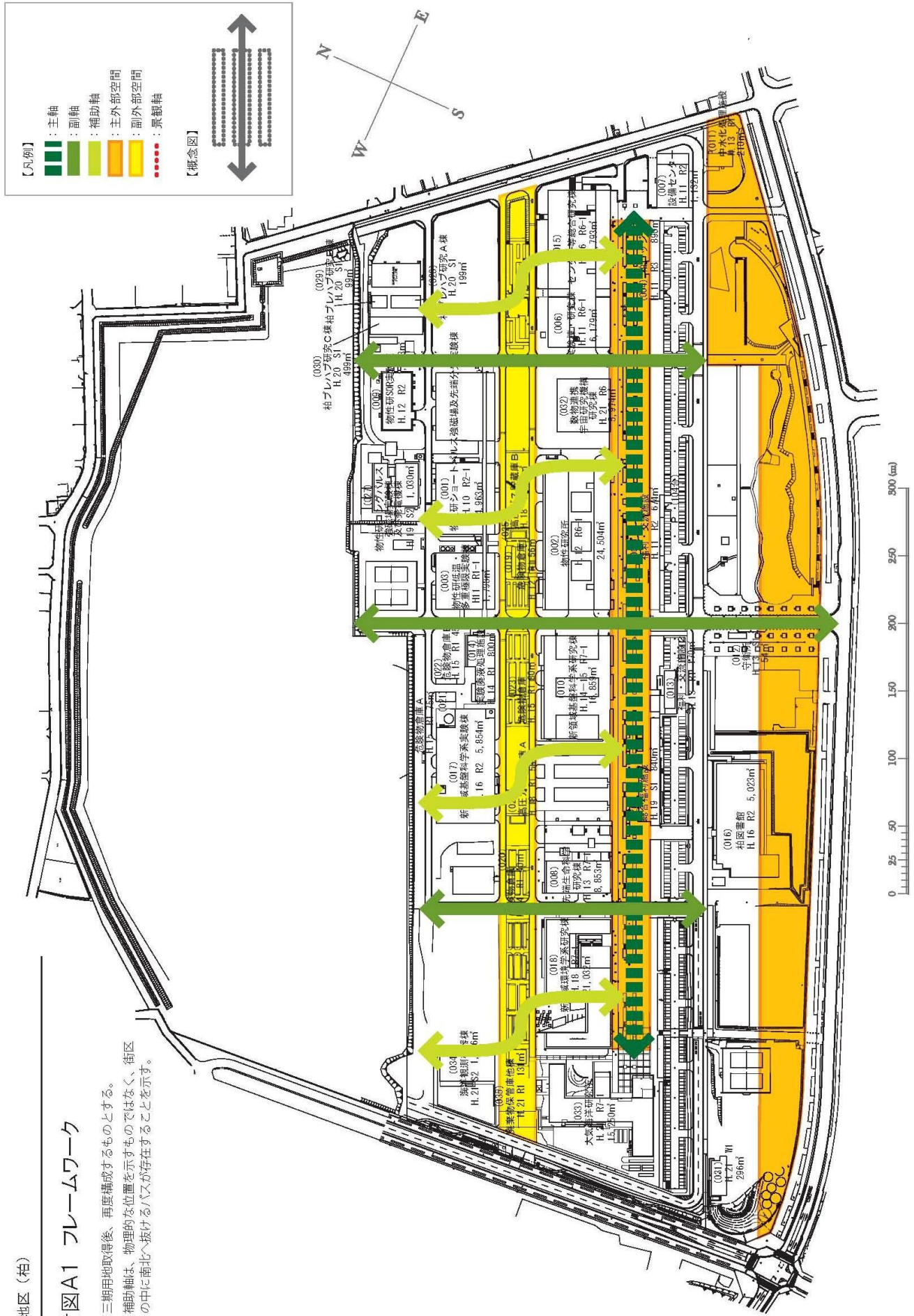
7) その他

TSCPのミッションに積極的に取り組む。

柏地区（柏）

附图A1 フレームワーク

※ 三期用地取得後、再度構成するものとする。
 ※ 補助軸は、物理的な位置を示すものではなく、街区の中に南北へ抜けるパスが存在することを示す。



2. 外部空間

1) 趣旨

外部空間の質を守り・高めていくために必要な、施設等の計画・設計・施工時に配慮すべき基本的な事項を2-1から2-3に示す。

2-1. 配慮すべき基本的な事項

1) 外部空間の質の向上

施設等の計画・設計・施工時には、外部空間の特性を十分考慮し、質の向上に配慮をすること。特に、私的空間と公的空間が接する場所の質を高めるように配慮すること。

2) 地域計画

キャンパスを取り巻く地域計画については、地方自治体等と良好な関係を保ちつつ意思疎通を図り、一体とした地域計画となるように配慮すること。

2-2. 緑・自然環境

1) 趣旨

本学のキャンパス空間における豊かな緑・自然環境を適切かつ効果的に保全するため、快適な環境を創り出す緑、歴史的空間のシンボルとなる緑、貴重な生態系の創出に寄与する緑などの重要な緑・自然環境のある場所及び今後そのような場所として整備する必要があると考えられる場所を附図A2のとおり指定し、配慮すべき事項を規定する。なお、シンボル樹木は、必要に応じて随時追加指定する。柏キャンパスにおいては、概ね20年後の状況を想定してシンボル樹木を指定する。

2) シンボル樹木

現時点で指定なし。

3) 配慮すべき事項

a) 広場

オープンスペースとしての質を維持・向上させるために必要な緑陰や芝生等を保全・創出すること。

b) プロムナード

キャンパス内を快適に移動や散策ができるよう、必要な緑陰やその他場所に応じた植栽を保全・創出すること。

c) 緑地

キャンパスや周辺地域において緑地は貴重であり、原則として保全すること。また、歴史的空間を構成する主要素となっている緑地では、樹木の伐採などの操作には特に慎重を期すこと。

d) 全体

日常的な維持管理においても、緑地・自然環境の質を適切に維持できるよう配慮すること。また、施設整備の際には、可能な限り植樹や既存樹木の移植などを行い、キャンパスの緑化に努めること。特に規模の大きな施設整備・面的再開発においては、広場や緑地の配置を計画的に検討し、十分な緑化面積を確保するよう努めること。

4) 伐採・移植等に関する基準

次の基準のいずれかに該当する樹木について、伐採や移植などの操作を行う際は、キャンパス計画室による承認をとること。ただし、シンボル樹木は原則として伐採や移植などの操作は行わないこととし、シンボル樹木の操作を行う場合は「キャンパス計画要綱の運用指針」による。

a) 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

b) 高さが15メートル以上のもの

c) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上のもの

d) 攀登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上のもの

5) その他

a) 生態系への配慮

大規模な樹木の伐採については運用指針による。また、必要に応じて環境への影響を調査すること。

b) 維持管理

管理部局は維持管理を適切に実施し、良好な保全に努めること。

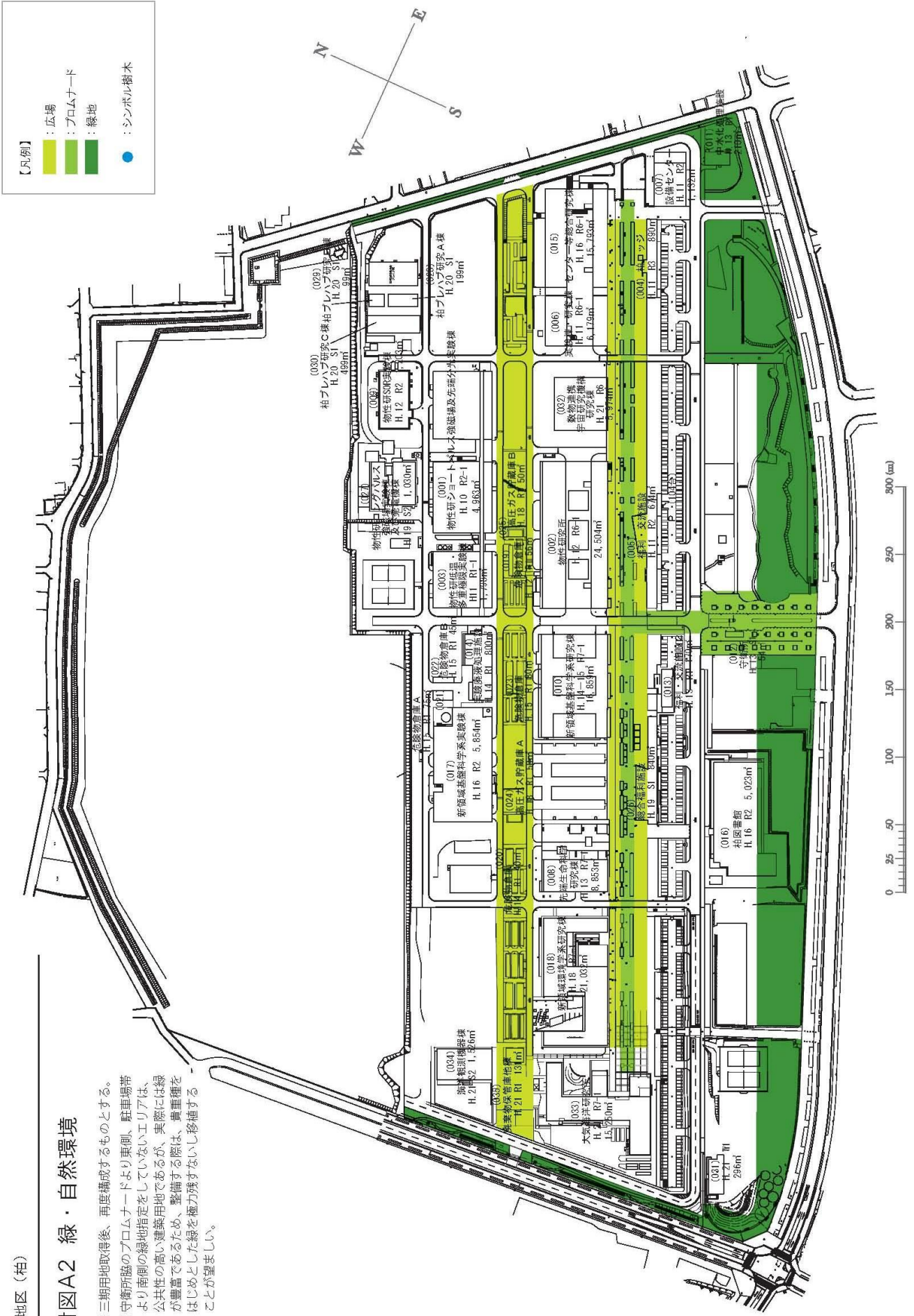
c) 既存緑地への配慮

守衛所脇のプロムナードより東側、駐車場帯より南側の緑地指定をしていないエリアは、公共性の高い建築用地であるが、実際には緑が豊富であるため、整備する際は、貴重種をはじめとした緑を極力残さないし移植することが望ましい。

柏地区（柏）

附图A2 緑・自然環境

※ 三期用地取得後、再度構成するものとする。
 ※ 守衛所脇のプロムナードより東側、駐車場帯より南側の緑地指定をしていないエリアは、公共性の高い建築用地であるが、実際には緑が豊富であるため、整備する際は、異種種をはじめとした緑を種力残さないし移植することが望ましい。



【凡例】

- : 広場
- : プロムナード
- : 緑地
- : シンボル樹木

2-3. キャンパス周縁部

1) 趣旨

キャンパス周辺地域との調和や近隣住民との良好な関係構築のため、キャンパス空間が地域と接するキャンパス周縁部において、場所ごとに配慮すべき事項を附図A3のとおり設定する。

2) 配慮すべき事項

a) 地域の景観計画・条例等との整合

当該キャンパスが存する地域において、地方自治体が定めた都市計画や景観計画、景観条例等のルールと十分に整合を図ること。

b) 公共街路等の景観形成に対する配慮・地域と連携した魅力的な景観の創出

隣接する街路や駅などにおける景観形成について、例えば、外壁の保存や緑化、建築物の背面を向けない（設備の配置を考える）等地域の景観形成に協力すること。

また、地域の目指す景観像の達成に共同的に関わるなど、連携を通じた景観の魅力創出に努めること。

c) 緑地・植栽等による緑景観

適度な緑を配し、キャンパス内の建築物による圧迫感を抑制するとともに、美しいキャンパスの周縁部を演出すること。

d) 危険施設への配慮

近隣住民の安全・安心を阻害しないよう、危険物貯蔵所やバイオハザード・ケミカルハザードが発生する可能性のある建築物などは原則として建設しない。

e) 公共性の重視とセキュリティのバランス

キャンパス内のセキュリティレベルを失わないように留意しつつ、開かれた大学としての公開性を高めるよう配慮すること。

f) 将来の用地取得に備えた、拡張可能なしつらえ

三期用地取得後の拡張に備え、拡張時に問題が起きないように、しつらえに工夫をすること。

柏地区（柏）

附图A3 キャンパス周縁部

※三期用地取得後、再度構成するものとする。

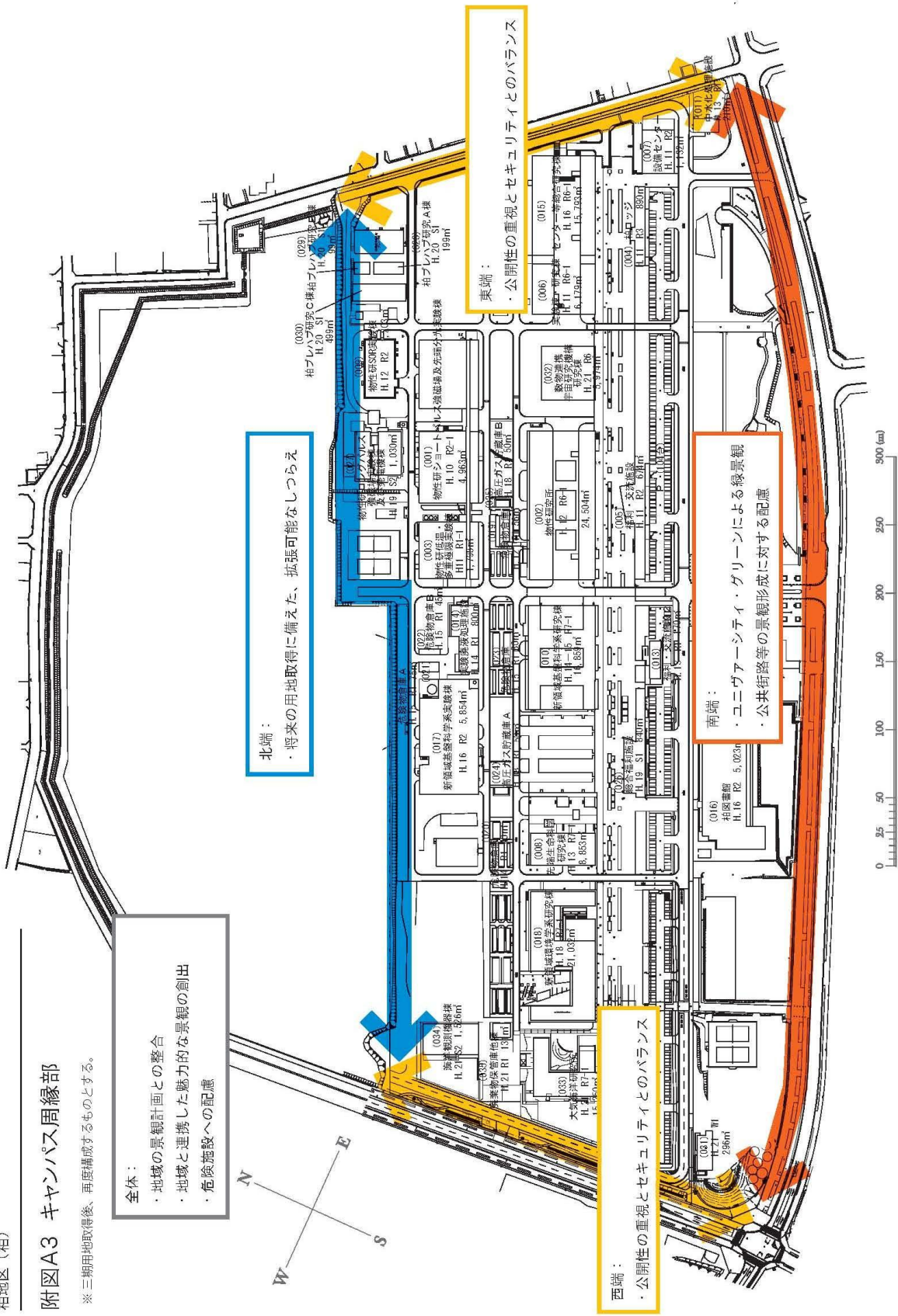
全体：
・地域の景観計画との整合
・地域と連携した魅力的な景観の創出
・危険施設への配慮

北端：
・将来の用地取得に備えた、拡張可能なしつらえ

西端：
・公開性の重視とセキュリティとのバランス

東端：
・公開性の重視とセキュリティとのバランス

南端：
・ユニヴァーシティ・グリーンによる緑景観
・公共施設等の景観形成に対する配慮



3 . 高度・利用密度による地区区分

1) 趣旨

キャンパス全体の良好な環境を保全、強化するため、附図A4のとおり、キャンパス内各地域の特性に応じ、高度・利用密度による区分を設定する。

2) 建築物の高さと各地区の容積率の限度

a) 建築物の高さと各地区の容積率の限度に

原則として、建築物の高さと各地区の容積率は、次に示す基準を超えてはならない。

①低層地区

高さ 12m、容積率 50%

②中層地区

高さ 36m、容積率 300%

③第2種特殊地区（実験施設等）

実験によって必要な高さが異なるため、高さ規制はなし。容積率 120%。

b) その他

- ・地下部分の容積率は算定外とする。ただし、都市計画に定められた容積率の遵守を徹底すること。
- ・高さが 60m より高い建築物を計画する場合は、総長によりその必要性の確認が行われなければならない。
- ・各種法令の改正などにより基準となる数値が変更された場合は、キャンパス計画室において要綱の改正を行う。
- ・都市計画等による高さ規制等については地域計画とあわせてより良いキャンパス環境となるよう地方自治体とよく調整すること。
- ・中層地区のうち北側の一団では、既存建築物の軒高 31mに配慮すること。
- ・中層地区のうち南側の一団では、建築物がキャンパス前面の道路に圧迫感を与えるなどの景観阻害が無いよう、その高さを極力抑制することが望ましい。また、そのうち東側一帯を整備する際は、実際には緑が豊富であるため、貴重種をはじめとした緑を極力残さないし移植することが望ましい。

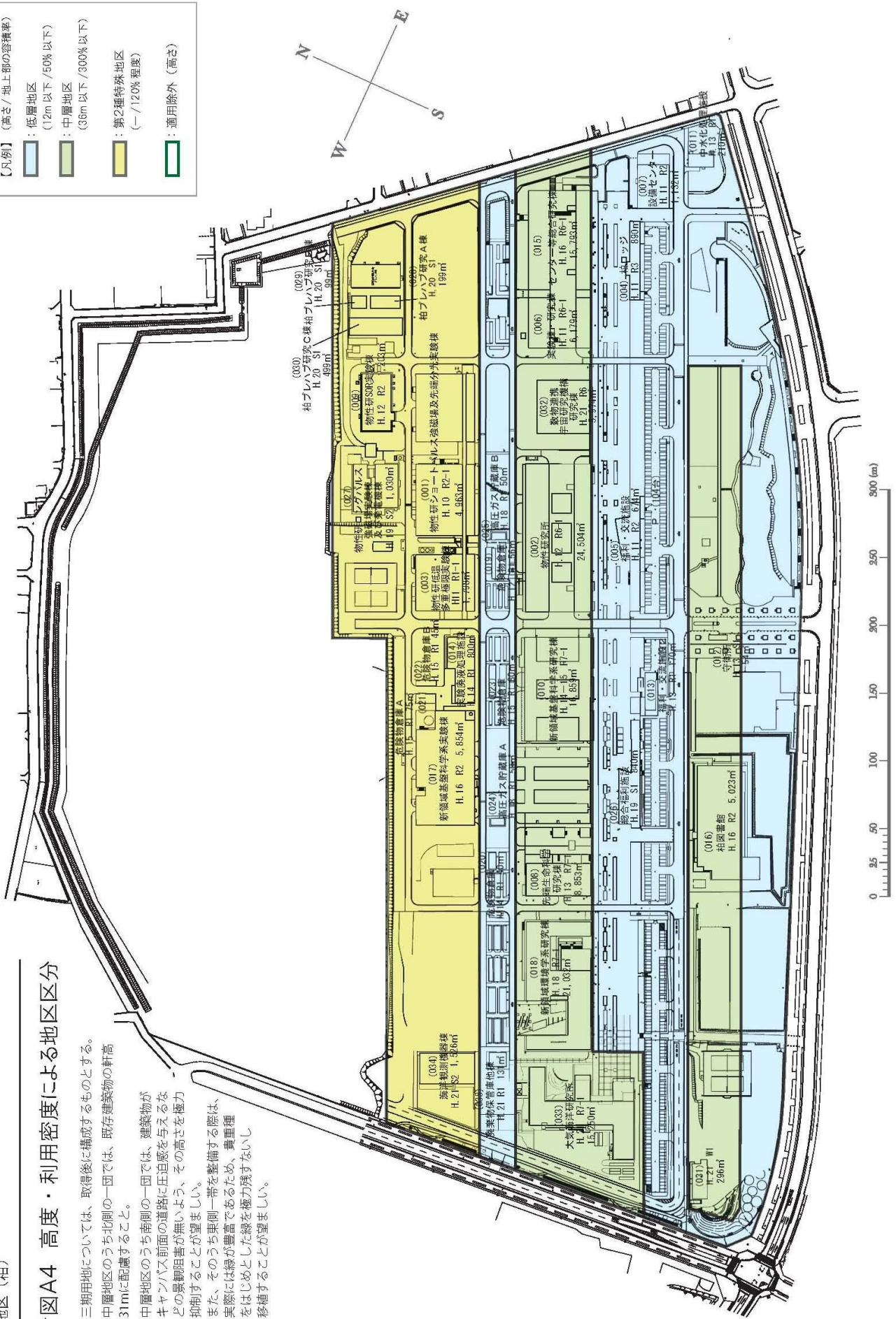
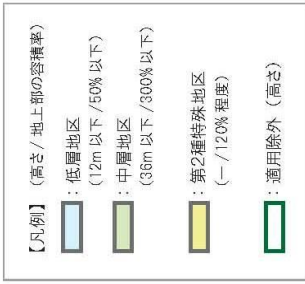
附图A4 高度・利用密度による地区区分

※ 三期用地については、取得後に構成するものとする。

※ 中層地区のうち北側の一団では、既存建築物の軒高31mに配慮すること。

※ 中層地区のうち南側の一団では、建築物がキャンパス前面の道路に圧迫感を与えるなどの景観阻害が無いよう、その高さを極力抑制することが望ましい。

また、そのうち東側一帯を整備する際は、実際には線が豊富であるため、貴重種をはじめとした緑を極力残さないし、移植することが望ましい。



B. 柏Ⅱキャンパス

1. キャンパスのフレームワークとしてのフィールド機能の設定

柏Ⅱキャンパスのフィールド機能は、ゾーンごとの施設構成の合理化を図りつつも将来計画の妨げにならないように、十分な自由度を持たせながら設定することとする。

2. 恵まれた自然環境の保全と積極的な活用

柏Ⅱキャンパスの土地の高低差は少なく、キャンパス西側には柏の葉公園が整備され、東側には「千葉大学柏の葉キャンパス」を挟んで筑波エクスプレスの柏の葉キャンパス駅が位置しているため、地域の一体的なグリーンベルトの整備という観点から周辺地域への緑の提供や景観への配慮が必要である。

3. ゾーニングの考え方

柏Ⅱキャンパスについては、主要屋内施設は北側に建設し、東西方向に開放的な広い空間を確保する。当面、既存施設も利用することを前提とする。屋外運動施設の妨げにならないよう配慮しつつ、キャンパス内径路およびキャンパスの外周を中心に積極的に植樹を行う。

C. 柏の葉駅前キャンパス

柏の葉駅前キャンパスは、つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅の近傍であり、駅前の一連の開発と調和を保ちつつ、土地の有効活用を行うため効率の良い建築計画が必要である。

VI 全体構想

A. 柏キャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成19年1月の柏地区キャンパス開発・利用計画要綱における附図2のとおりになる。(参考図5)

2. その他

1) 施設機能の将来的な流動性への対応

「Ⅱ 理念」にいう「絶えざるイノベーション」を可能とすべく、土地・建物の利用は固定的なものせず、かつ、予測の困難な将来的施設利用の状況に対応するため、キャンパス内に拡張の余地を確保するものとする。

2) 長期を見越したインフラストラクチャーの整備

キャンパスの熟成した後では整備が極めて困難となるキャンパス内交通、給排水、エネルギー供給、廃棄物処理、情報ネットワーク、寒剤配給等の各種基幹施設を当初から計画的に配備し、その充実を図る。

B. 柏Ⅱキャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成19年1月の柏地区キャンパス開発・利用計画要綱における附図3のとおりになる。(参考図6)

C. 柏の葉駅前キャンパス

1. 全体の配置

Vの方法に基づき、キャンパス全体の施設配置を構想すると、平成19年1月の柏地区キャンパス開発・利用計画要綱における附図4のとおりになる。(参考図7)

キャンパス計画要綱の運用指針

平成22年9月30日

(役員会承認)

I 趣旨

本運用指針は、本郷地区、駒場地区、柏地区キャンパス計画要綱に定められた内容を実現するための手続きや体制を規定するものである。具体的には、以下の4点を規定する。

1. キャンパスをキャンパス計画上の重要度に応じて区分したエリアコードを規定
2. エリアコードに基づいた、手続きの流れを規定
3. エリアコードに基づいた、事業立案・構想・設計段階の確認、設計者の選定の仕組みを規定
4. 整備の事後評価とフィードバックの仕組みを規定

II エリアコード

1. キャンパス計画要綱の策定された地区

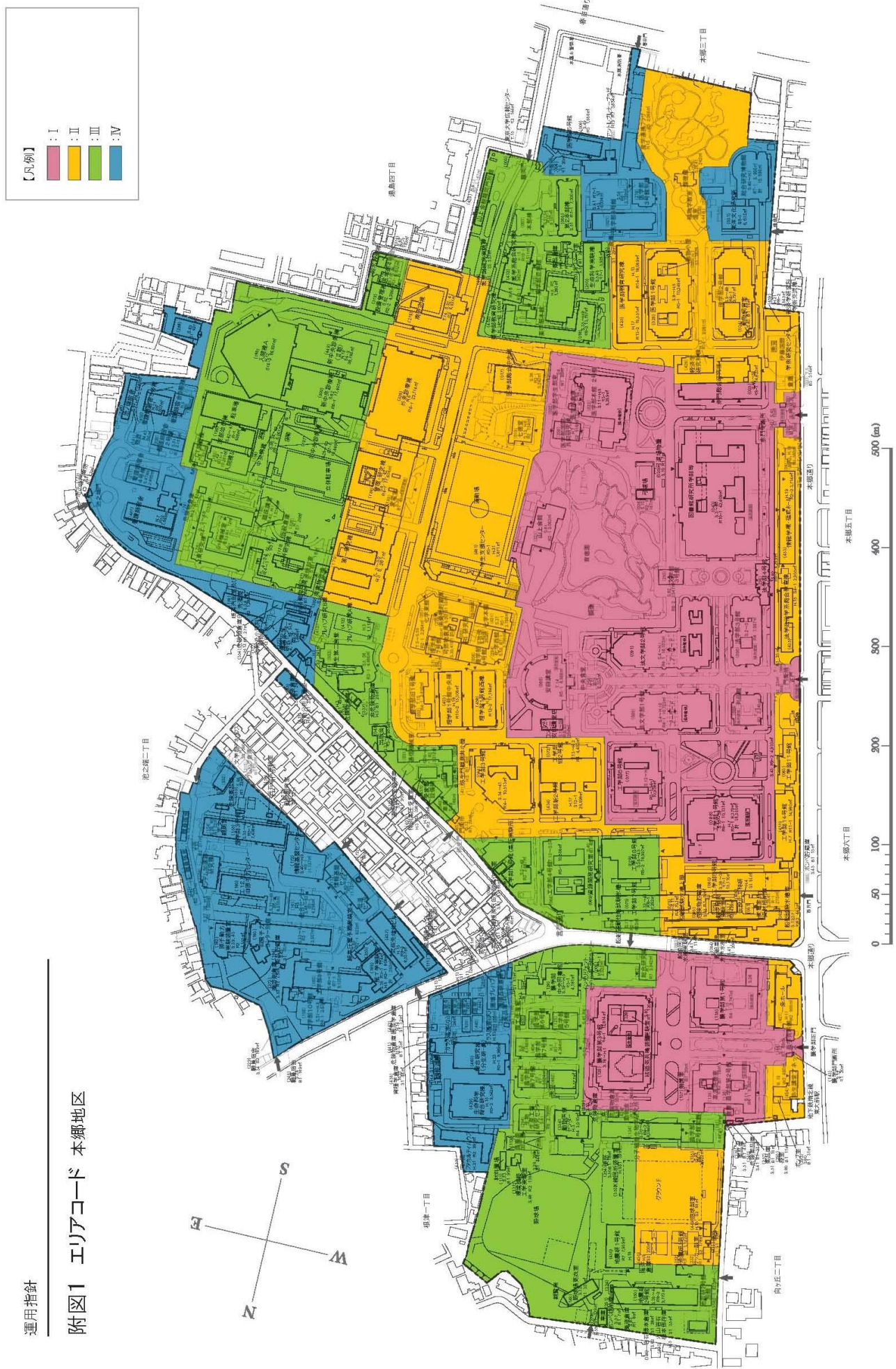
キャンパス計画要綱の策定されている、本郷地区キャンパス、駒場地区キャンパス（駒場Ⅰ、駒場Ⅱキャンパス）、柏地区キャンパス（柏キャンパス）においては、附図1～4のとおりエリアコードを設定する。

2. キャンパス計画要綱の策定されていない地区

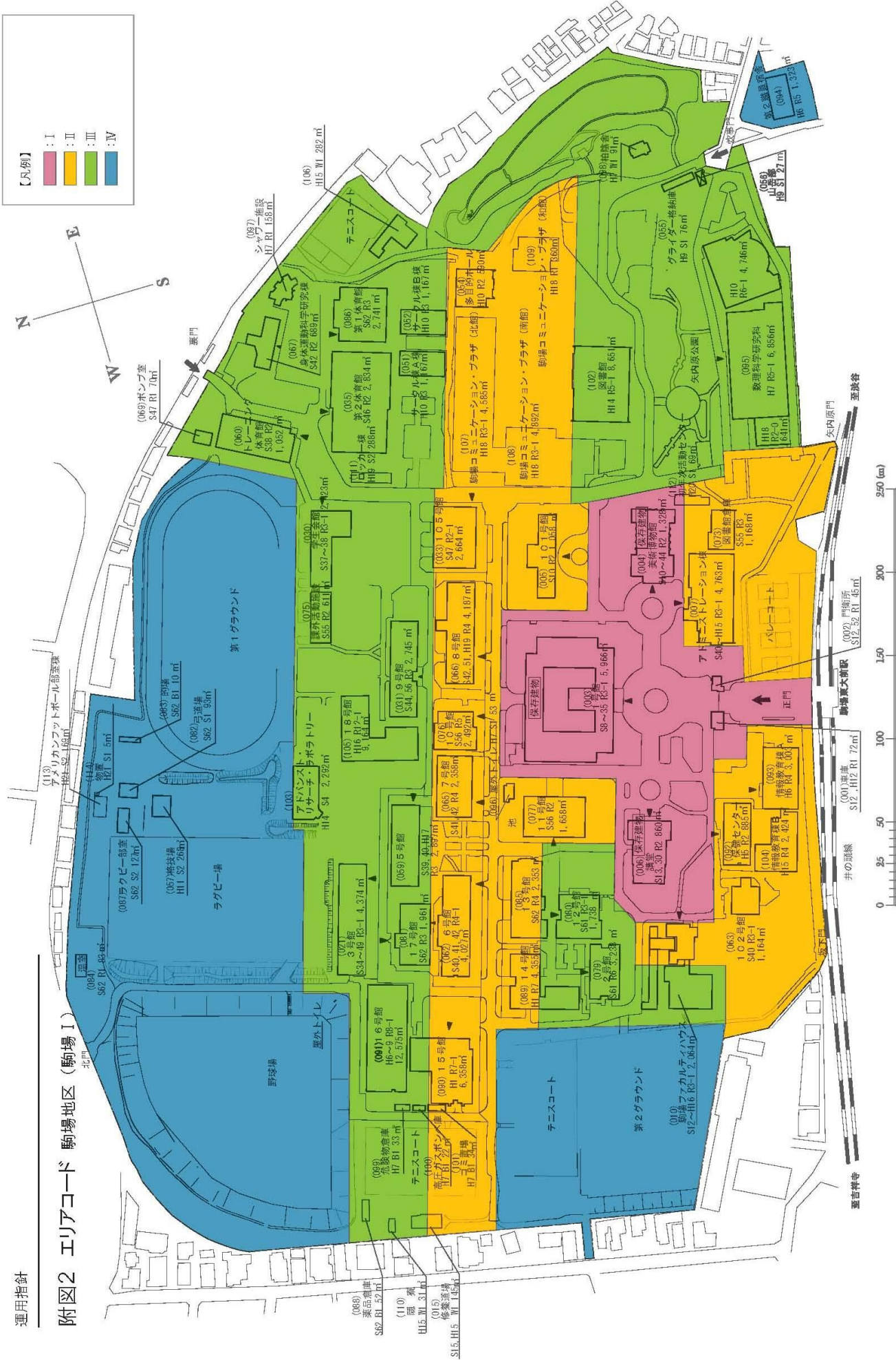
特に定めない限り、エリアコードは全てⅢとする。

運用指針

附図1 エリアコード 本郷地区



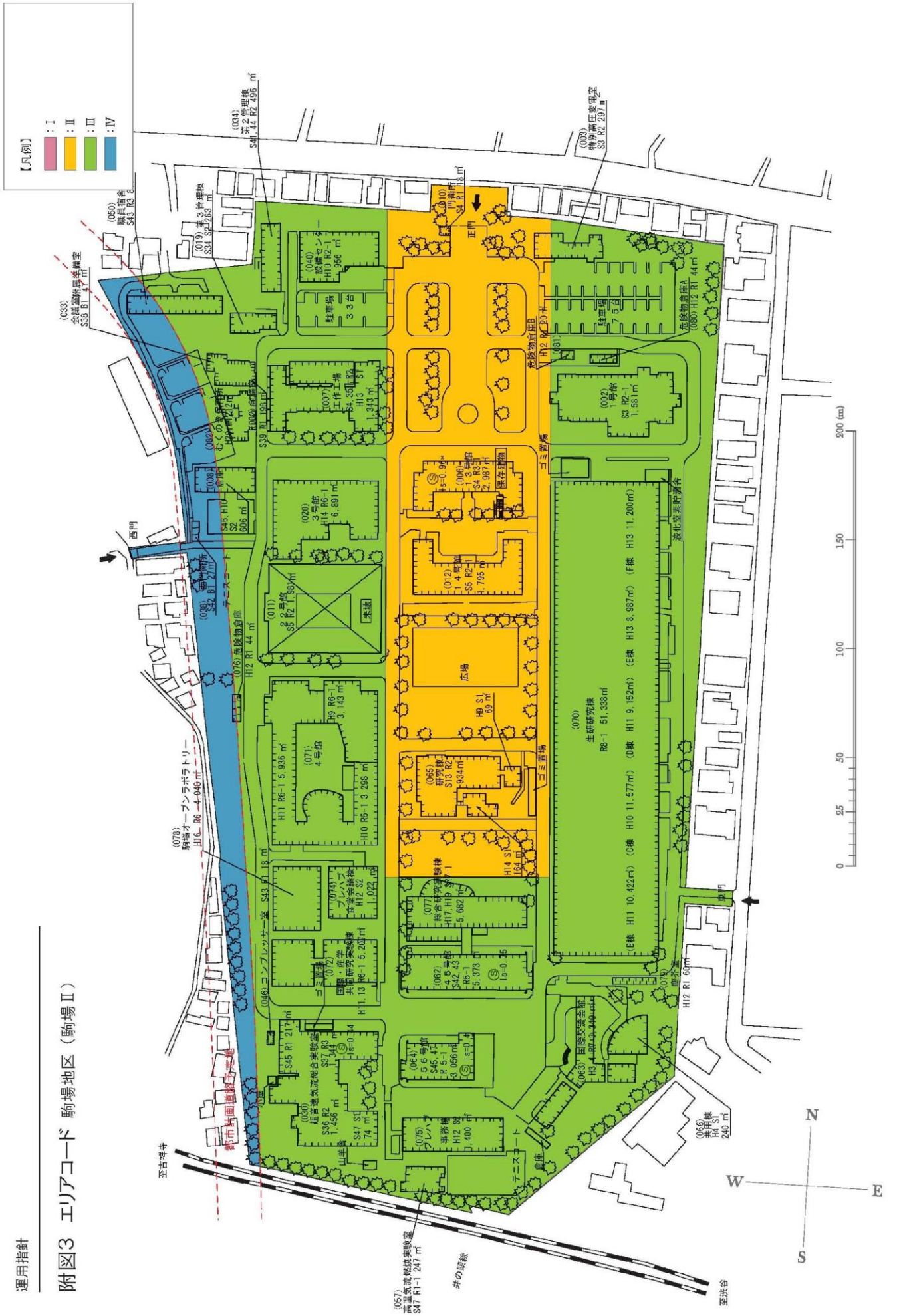
運用指針



附図2 エリアコード 駒場地区 (駒場 I)

運用指針

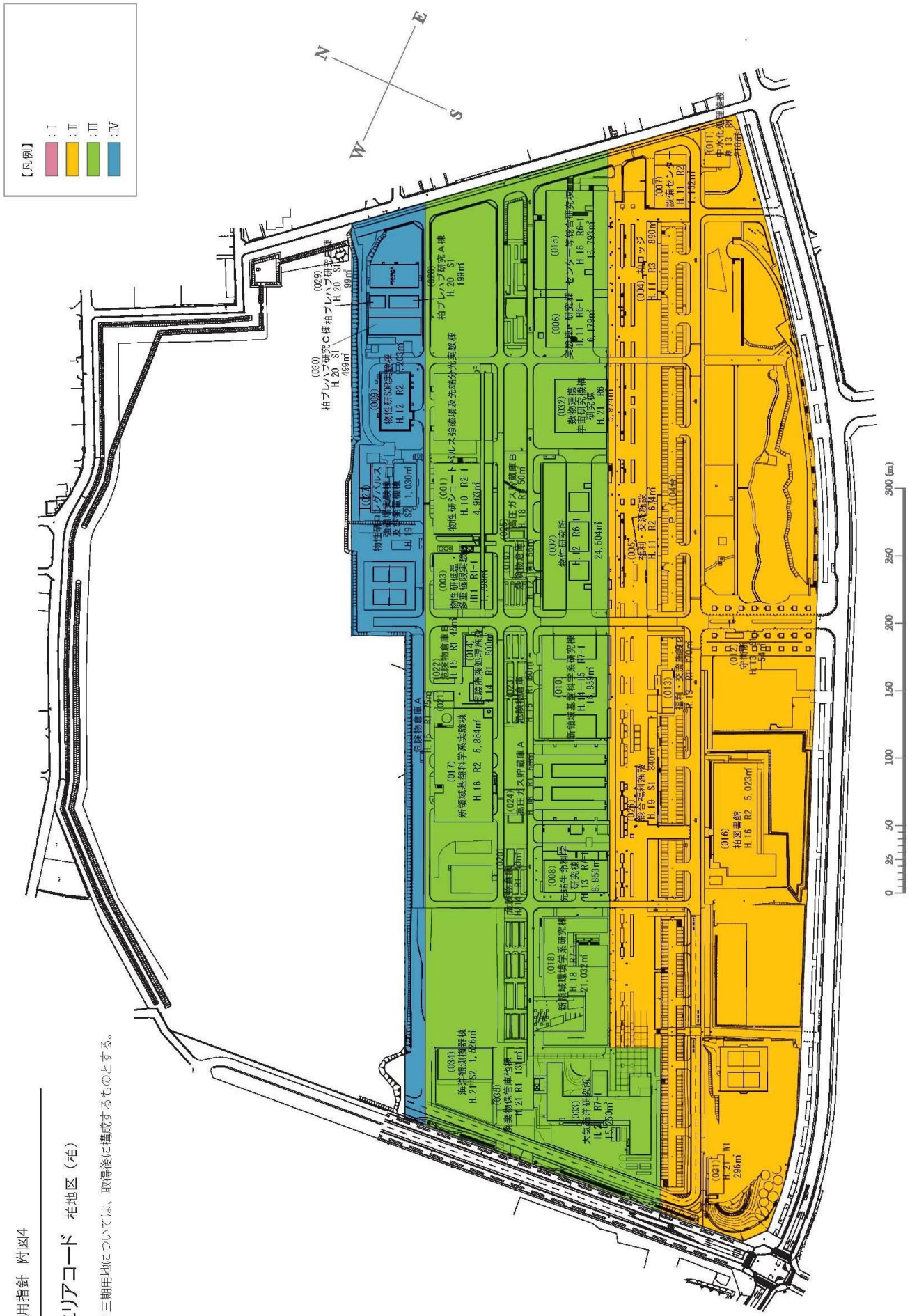
附図3 エリアコード 駒場地区 (駒場II)



運用指針 附图4

エリアコード 柏地区 (柏)

※ 三期用地については、取得後に構成するものとする。



Ⅲ 施設等の計画・設計の流れ

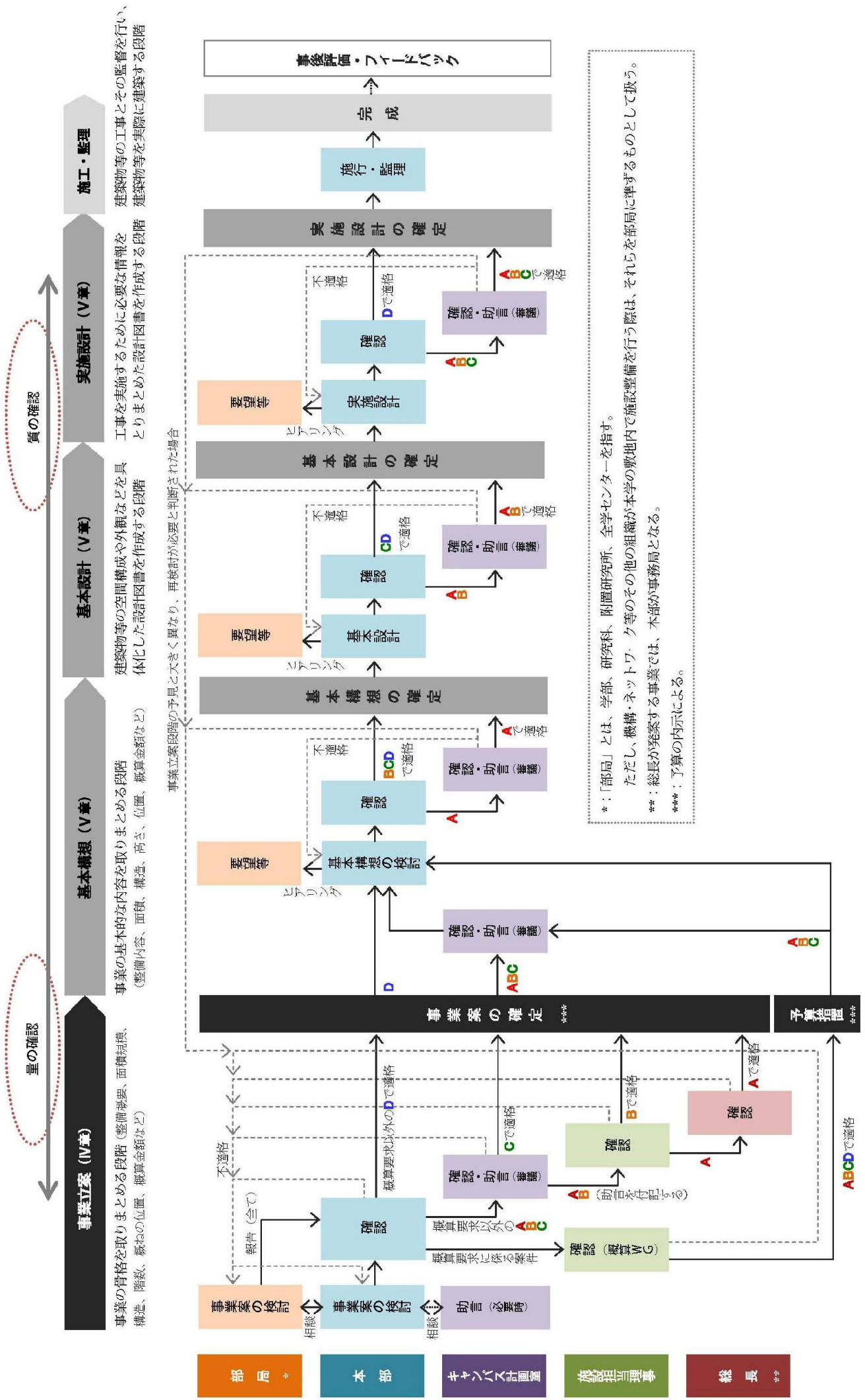
施設等（建築物、工作物、舗装、樹木、その他の植生など、外部空間を構成する要素全般）の事業立案・構想・設計は、附図5に示す手続きに沿い、各キャンパスのキャンパス計画要綱と照合して適格であることを確認しながら検討を進めること。なお、図中のA～Dは、Ⅳ章とⅤ章において規定する。

また、要綱の策定されていないキャンパスは、キャンパス計画室が計画・設計の妥当性を確認することとし、すべてのキャンパスにおける施設等の計画・設計は全て附図5に示す手続きに沿うものとする。

ただし、特別に必要な事業として総長が認めた場合には、必ずしも要綱の基準を厳格に適用させず、柔軟な運用を行うこと。また、補正予算等の緊急を要する事業は、キャンパス計画室の確認の下に手続きを省略することができる。

また、暫定施設については、キャンパス計画室の申し合わせ事項を参照すること。

附図5 施設等の計画・設計の流れ



IV 事業立案段階の確認

ここでは事業立案段階の確認体制を規定する。「事業立案段階」とは、整備概要、面積規模、構造、階数、概ねの位置、概算金額などの、事業の骨格を取りまとめる段階を言い、「確認」とは、当該事業案を要綱・整備計画概要と照合し、適格であるかどうかを確かめる作業を言う。

この段階は、財源・予算の確保とともに案が具体化していくことが多い。しかし、財源・予算の確定後に要綱との不整合が発見されても、事業案の修正が困難であるため、この段階の確認は、財源・予算を確定させる前に行うことが必要である。当然、寄付事業（建物寄付を含む）についても、事業決定の前に本段階の確認を経ることが必要である。

1. 確認の体制

確認の体制は以下のA～Dとする。

A～Dは、エリアコードに応じて表1のとおり設定する。

- A：役員会と相談の上、総長による確認
- B：役員会と相談の上、施設担当理事による確認
- C：キャンパス計画室において確認（審議）
- D：本部担当部署による確認

[表 1 : 事業立案段階の確認の体制]

対象	区分		エリアコードと確認体制				備考
			I	II	III	IV	
建築物	通常	新営／増改築／改修／とりこわし	A	B	C	D	
	特例	特に重要な建築物の増改築／改修／とりこわし	A		B		保存建造物 1 種
		重要な建築物の増改築／改修／とりこわし	A	B		C	保存建造物 2 種
		高さ規制の緩和①	A		B		60m に達しない範囲で基準高さを超える場合
		高さ規制の緩和②	A				60m より高い建築物を建築する場合
工作物	通常	新営／増改築／改修／とりこわし	C			D	自動販売機等
	特例	特に重要な工作物の増改築／改修／とりこわし	B	C			保存建造物 1 種、門、塀
		重要な工作物の新営／増改築／改修／とりこわし	C				保存建造物 2 種、シンボル工作物、ストリートファニチャー、サイン
その他の施設	通常	通り・広場等の新営／増改築／改修	A	B	C		建築物以外の駐車・駐輪場など含む
樹木・植栽	通常	植樹	C		D		
		伐採、移植等	C				対象となる樹木の基準あり
	特例	シンボル樹木の伐採、移植等	A				
全て	軽微な改修等		C			D	外壁の色彩変更、耐震改修など
	外観の変更がない改修／メンテナンス等		D				大きな外観の変更が無い又は公共の場から見えない

V 構想・設計段階の確認

事業案が確定した後、より具体的な構想・設計を進めることになる。ここでは、それら構想・設計を要綱・整備計画概要と照合し、適格であることを確認する体制を規定する。

1. 確認を受ける段階

構想～設計段階における確認は、以下のA～Dの段階でキャンパス計画室会議における審議を通じて確認する。A～Dは、エリアコードに応じて表2のとおり設定する。

- A：基本構想・基本設計・実施設計 の段階で確認
- B：基本設計・実施設計 の段階で確認
- C：実施設計 の段階で確認
- D：確認なし（担当部署による通常の確認のみ）

[表2：構想・設計段階の確認体制]

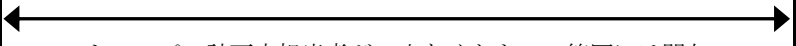
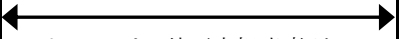
対象	区分	事業発注形式	エリアコードと確認体制				備考
			I	II	III	IV	
建築物	新営／増改築	施設整備費補助金	A	B			
		PFI	A		B		要求水準書作成に関与
		寄付①	A		B		寄付者が設計者指定
		寄付②	A	B			寄付者の設計者指定なし
		学内予算	A	B			
	改修	施設整備費補助金	A	B	C		
		PFI	A	B		C	要求水準書作成に関与
		寄付①	A	B		C	寄付者が設計者指定
		寄付②	A	B	C		寄付者の設計者指定なし
		学内予算	A	B	C		
工作物	特に重要な工作物の増改築／改修		A		B		保存建造物1種、門、塀
	重要な工作物の新営／増改築／改修		A	B			保存建造物2種、シボル工作物、ストリートファニチャー、サイン
	その他工作物の新営／増改築／改修		B		C		自動販売機等
その他の施設	特に重要な通り・広場・緑地等の新営／増改築／改修		A				フレームワークとして設定された外部空間・軸線
	通り・広場・緑地等の新営／増改築／改修		A	B	C		建築物以外の駐車・駐輪場など含む
全て	軽微な改修等		C				外壁の色彩変更、耐震改修など
	外観の変更がない改修／メンテナンス等		D				大きな外観の変更が無い又は公共の場から見えない

2. 担当者による確認

事業推進をスムーズに進めるためには、確認時に大幅な修正が加わらないよう、継続的にきめ細やかな確認を行うことが重要である。そのため、A～Bにおける重要案件についてはキャンパス計画室の担当者を定め、表3のとおり継続的に確認を行うよう関与する。なお、Cについては本部担当部署による通常の確認を行うこととする。

- A：キャンパス計画室の担当者が、少なくとも基本構想から基本設計まで関与
- B：キャンパス計画室の担当者が、少なくとも基本構想に関与
- C：担当部署による通常の確認（基本的な要件のみ確認）

[表3：担当者による確認体制]

	事業立案	基本構想	基本設計	実施設計
A		 キャンパス計画室担当者が、少なくともこの範囲には関与		
B		 キャンパス計画室担当者が、少なくともこの範囲には関与		
C	担当部署が、基本的な要件のみ確認			

3. 留意事項

寄付事業及びPFI事業を実施する際は下記について留意すること。

1) 寄付事業

寄付事業では、寄付者が設計者を指定する場合があるが、その場合、設計者側の意向よりも、キャンパス計画に定められた内容を遵守することを優先しなくてはならない。

2) PFI事業

要求水準書作成時（契約前）にキャンパス計画室に必ず審議を依頼することとし、要求水準書には、後のデザイン確認が可能となるような記述を入れておくこと。

VI 設計者の選定

設計者の選定方法や選定の体制は、1と2に示すA～Cとする。
A～Cは、エリアコードに応じて表4のように設定する。

1. 設計者の選定方法

設計者の選定は以下のA～Cの考え方で行う。

- A：建築物等の「質」を担保できる選定方法を工夫する
- B：大規模な施設については、Aと同様の考え方で選定する
- C：指定なし

2. 設計者の選定の体制

設計者の選定を行う「建設コンサルタント選定委員会」の体制を、以下のA～Cとする。

- A / ■ B：座長 ... キャンパス計画室長
委員 ... キャンパス計画室員若干名を加える
- C：座長 ... 施設部長
委員 ... キャンパス計画室員若干名を加える

[表 4 : 設計者の選定]

対象	区分	エリアコードと 設計者の選定				備考
		I	II	III	IV	
建築物	新営	A	B	C		
	特に重要な建築物の増改築／改修	A			B	保存建造物 1 種
	重要な建築物の増改築／改修	A	B		保存建造物 2 種	
	その他の増改築／改修	A	B	C		
工作物	特に重要な工作物の増改築／改修	A	B		保存建造物 1 種、門、塀	
	重要な工作物の新営／増改築／改修	A	B		保存建造物 2 種、シンボル工作物、 ストリートファニチャー、サイン	
	その他工作物の新営／増改築／改修	C			自動販売機等	
その他の 施設	特に重要な通り・広場・緑地等 の新営／増改築／改修	A	B		フレームワークに指定された外 部空間・軸線	
	通り・広場等の新営／増改築／ 改修	A	B	C		
軽微な行為 (全施設等に 共通)	軽微な改修等	C			外壁の色彩変更など	
	外観の変更がない改修／ メンテナンス等	C			大きな外観の変更が無い又は公 共の場から見えない	

VI 事後評価とフィードバック

キャンパス計画室が「構想・設計段階の確認」を行った施設については、完成後に次のような事後評価を行う。

1. 評価の時期・評価の視点

名称	一次事後評価	二次事後評価
時期	完成の1年後	完成の10年後
評価の視点	①完成した施設が外部空間に与える「質」 ...基本的な構成（位置、高さ、形態等） ...デザイン性（周囲の環境との調和等） ②完成した施設の「機能」 ...機能性 ③完成した施設の「利用状況等」 ...スペースの利用状況 ...教育研究の活性状況	①完成した施設が外部空間に与える「質」 ...デザイン性（周囲の環境との調和、 良好な経年変化をしているか等） ②完成した施設の「機能」 ...機能性 ③完成した施設の「利用状況等」 ...スペースの利用状況 ...教育研究の活性状況
確認事項	④瑕疵の有無	④施設の損壊状況等 （必要な場合は、専門家に意見を求める）

2. 評価者

評価は、キャンパス計画室の依頼を受けて第三者が行う。なお、原則として、建物の機能性等に係る状況について、当該施設の利用者（教職員・学生）にヒアリングを行う。また、必要のある場合には、建築施工、耐震、歴史的建築物の専門家に意見を求める。

3. フィードバック

今後の施設整備に活かすため、評価結果は一定の評価項目に沿って整理し、キャンパス計画室（また、必要に応じて役員会等）に報告する。評価の結果を踏まえ、必要に応じて記述の精緻化を図る等要綱・概要等の見直しを検討する。

キャンパス計画要綱における用語の定義

平成 22 年 9 月 30 日

(役員会承認)

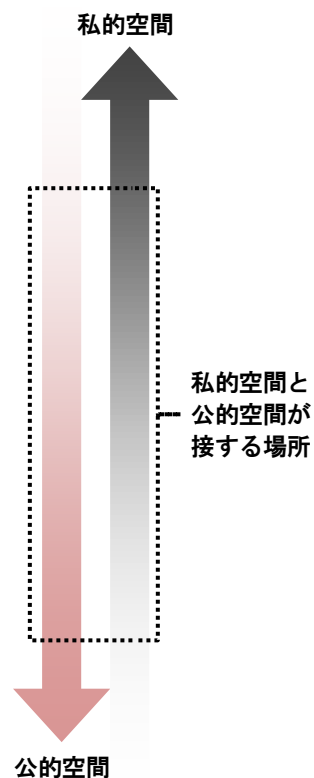
I 基本的な用語

1. 外部空間

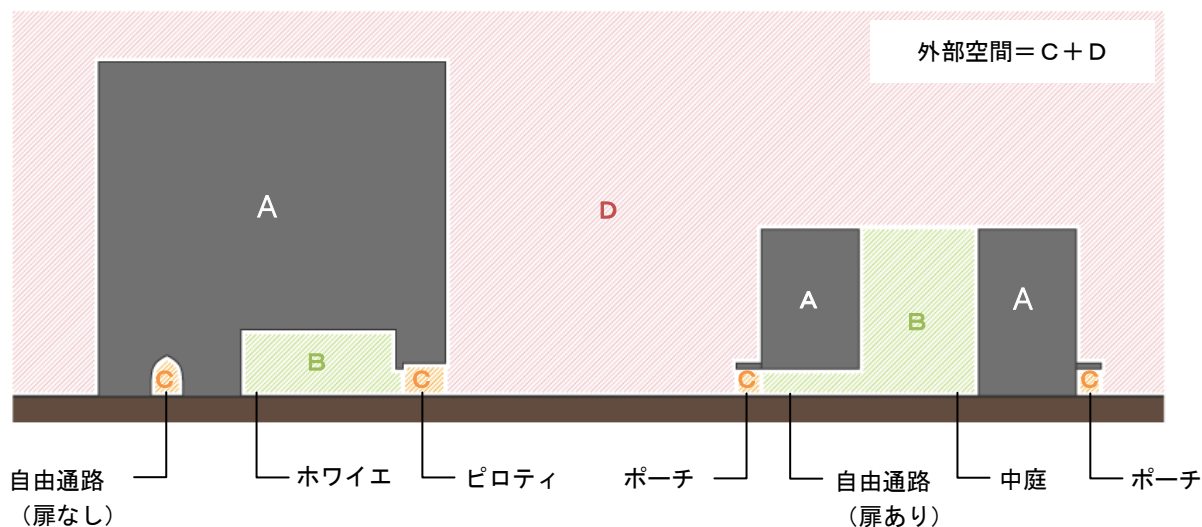
建築物の壁やその他の区画の外側の空間。

(参考)

内部空間： 建築物の壁やその他の区画で囲まれた内側の空間。	一般部： 内部空間のうち、外部に対して閉じている空間。外部に開放されていない空間。(教室、居室、廊下、階段など (下図A))
	共用部： 内部空間のうち、外部に対して開いている空間。外部に開放されている空間。(中庭、ロビー、ホワイエなど (下図B))
外部空間： 建築物の壁やその他の区画の外側の空間。	境界部： 外部空間のうち、建築物の雨垂れ線の内側を含む建物外周部。(ピロティ、ポーチなど (下図C))
	一般部： 外部空間のうち、建築物の雨垂れ線の外側の空間。また、建築物の屋上空間。(下図D)



(参考図) 外部空間・内部空間の例



2. 建築物、工作物等

建築物や工作物等の基本的な用語は、下表のように定義する。

(表) 基本的な用語の定義

用語	定義		
建築物	建築基準法の定義に準ずる。	— 建築物	— 施設
工作物	外部空間に設置する人工物全般。ただし、舗装は除く。		
舗装	通りや広場などの表面の仕上げ。		
樹木	高中低木。	— 緑	
その他の植生	地被植物や草花など植物全般。		

(参考) 建築基準法における「建築物」の定義

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

II フレームワーク

1. フレームワーク

キャンパスイメージの骨格となる軸線と外部空間。

2. 主軸、副軸、補助軸

キャンパスイメージの骨格となる軸線であり、キャンパスイメージの形成に大きく寄与している意識的なベクトル（軸線）を、重要度に応じて主軸、副軸、補助軸に分けて指定する。

3. 主外部空間、副外部空間

キャンパスイメージの骨格となる外部空間であり、キャンパスイメージの形成に大きく寄与している外部空間を、重要度に応じて主外部空間、副外部空間に分けて指定する。

4. 景観軸

キャンパスイメージの骨格となる軸線のうち、キャンパスイメージにとって特に重要な軸線の景観の構成軸。

III 歴史的空間と保存建造物

1. 歴史的空間

キャンパスの歴史的な構造を維持する上で主要な役割を果たす外部空間。重要度に応じて歴史的空間 1 種、2 種に分けて指定する。

2. 保存建造物

キャンパス空間にとって重要な文化財的価値を発揮している建造物（建築物や工作物）。または、それ自体が文化財的に重要な価値を持つ建造物。重要度に応じて保存建造物 1 種、2 種に分けて指定する。

3. シンボル工作物

広場やプロムナード、門付近などの外部空間の構造にとって重要な役割を果たしている工作物。彫像など。

IV 緑・自然環境

1. 広場

緑や舗装、建造物等の質が高く、人が快適に滞留・休息・散策・鑑賞・交流等ができる場所。もしくはそのポテンシャルを持つ場所。

2. プロムナード

緑や舗装、建造物等の質が高く、人が快適に移動・散策ができる通り。もしくはそのポテンシャルを持つ場所。

3. 緑地

まとまった高中低木の植生によって、人が快適に休息、散策、鑑賞等ができ、また生態系の維持に寄与をしている場所。もしくはそのポテンシャルを持つ場所。

4. シンボル樹木

広場やプロムナード、門付近などの外部空間の構造にとって重要な役割を果たしている樹木。

V キャンパス周縁部

1. キャンパス周縁部

キャンパスの敷地境界から内側に概ね 20m の範囲。

VI 高度・利用密度による地区区分

1. 高度

建築物の高さ。算定方法は、地盤面からの高さによる。ただし、原則として、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。また、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

(参考) 文京区、柏市では、高度地区の指定が無い場合、上記基準に適う塔屋類は建築物の高さに算入しない。

一方、目黒区では、高度地区（基準：17m、緩和基準：34m）が指定されており、塔屋類は全て建築物の高さに算入される。そのため、駒場Ⅰ・Ⅱの中層地区では、塔屋類も建築物の高さに含めた上で、高さの限度を 34m とする。

2. 利用密度

各地区区分の容積率。算定方法は、各地区区分（低層地区、中層地区、高層地区、第 1 種特殊地区、第 2 種特殊地区）における建築物の延べ床面積の合計を各地区区分の敷地面積の合計で除した

値を、百分率で表すこととする。

(参考) ある地区区分における延べ床面積の合計 = S, ある地区区分の敷地面積の合計 = A のとき、
容積率 = S/A (×100%)

Ⅶ 運用指針

1. エリアコード

本要綱の運用に関する手続きや体制を規定するキャンパスの区分。重要度に応じてⅠからⅣに分けて指定する。

Ⅷ その他

1. その他

この他、ここで定義していない「地盤面」「水平投影面積」等の用語の定義は、建築基準法に準ずる。

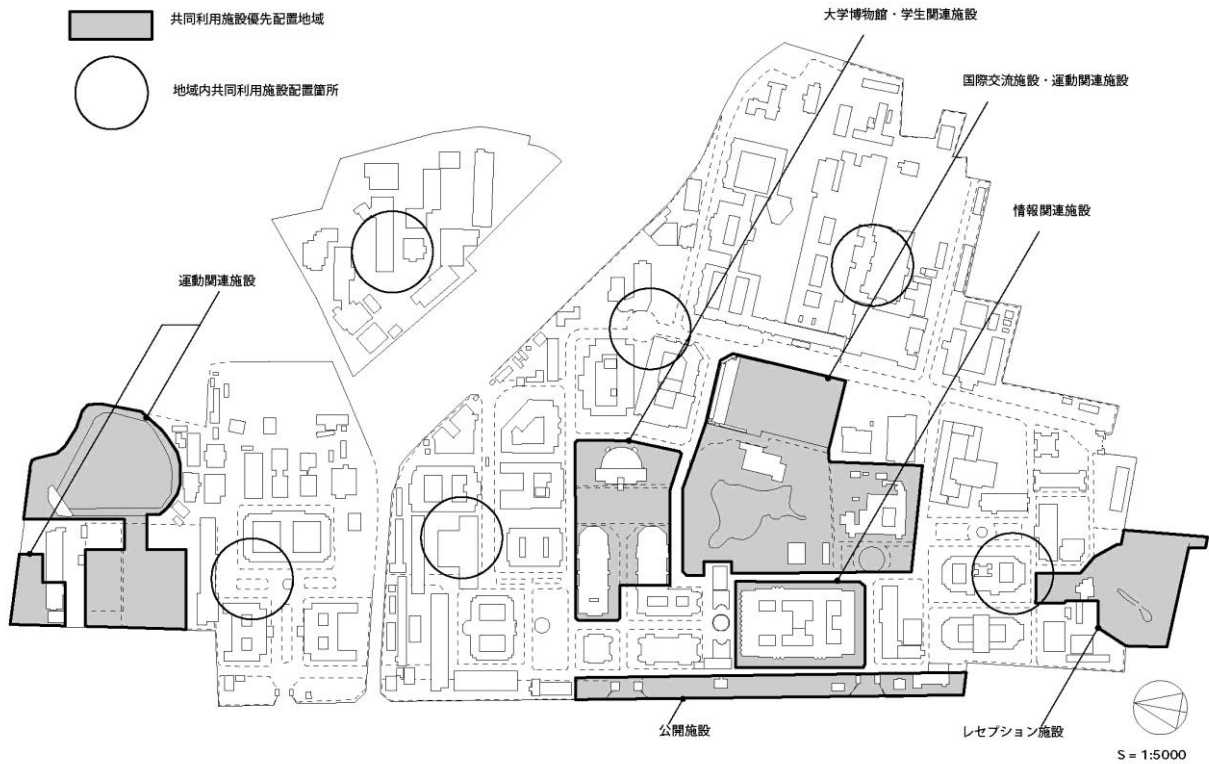
参考図

平成 22 年 9 月 30 日

(役員会承認)

■参考図 1 共同利用施設の配置 (本郷VI-1 参照)

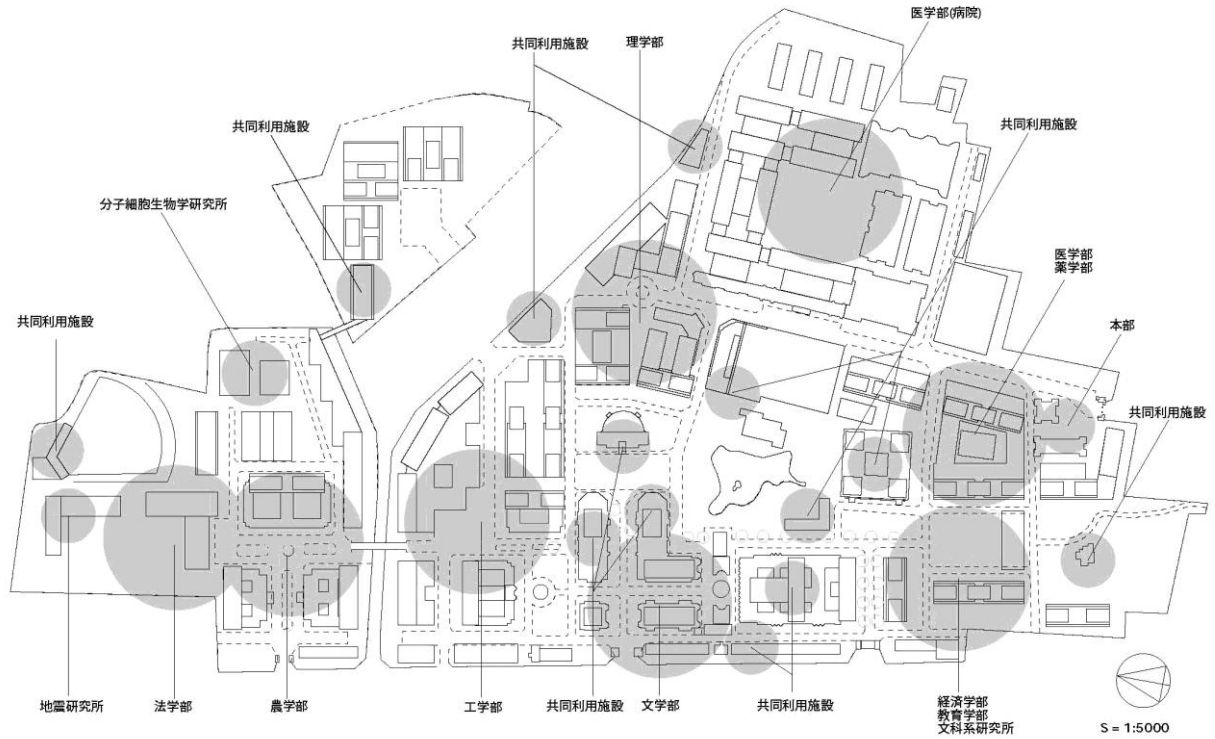
出典：本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱（平成 15 年 3 月版）における附図 5



附図5 主要共同利用施設の配置

■参考図2 部局の再配置 (本郷VI-2参照)

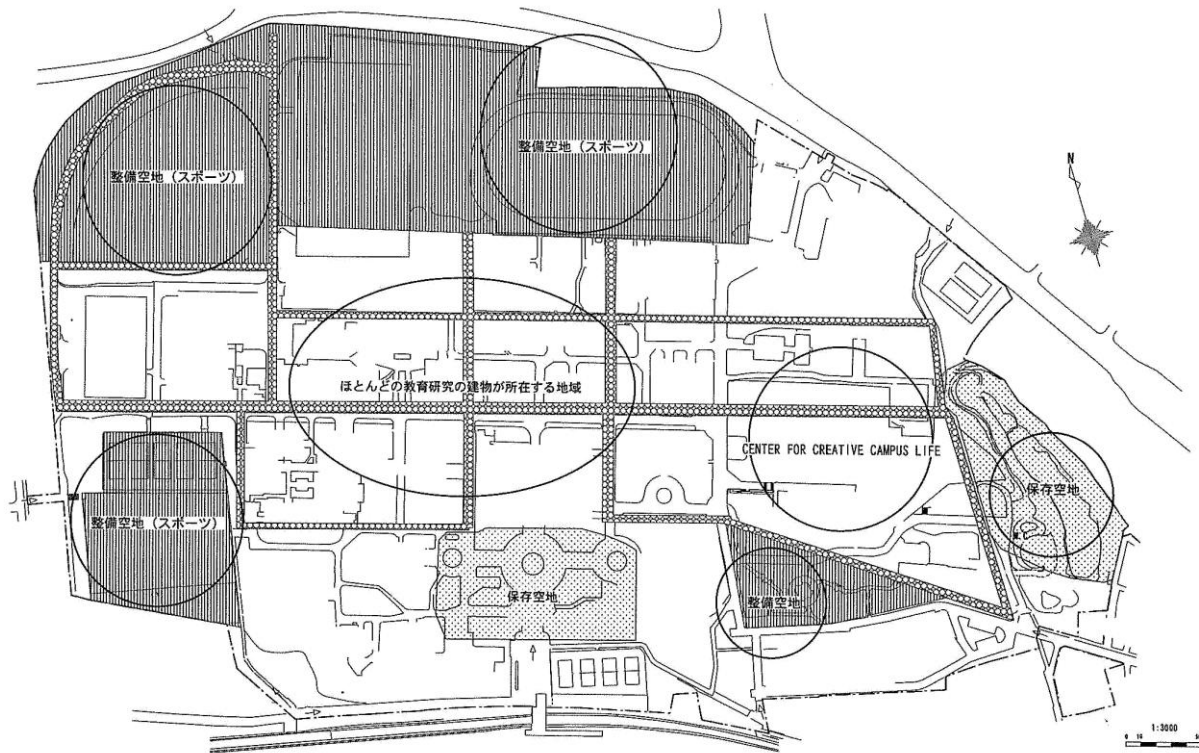
出典：本郷地区キャンパス再開発・利用計画要綱（平成15年3月版）における附図6



附図6 部局の再配置

■参考図3 全体の配置 (駒場VI-A-1、2参照)

出典：駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱（平成15年3月版）における附図A-4



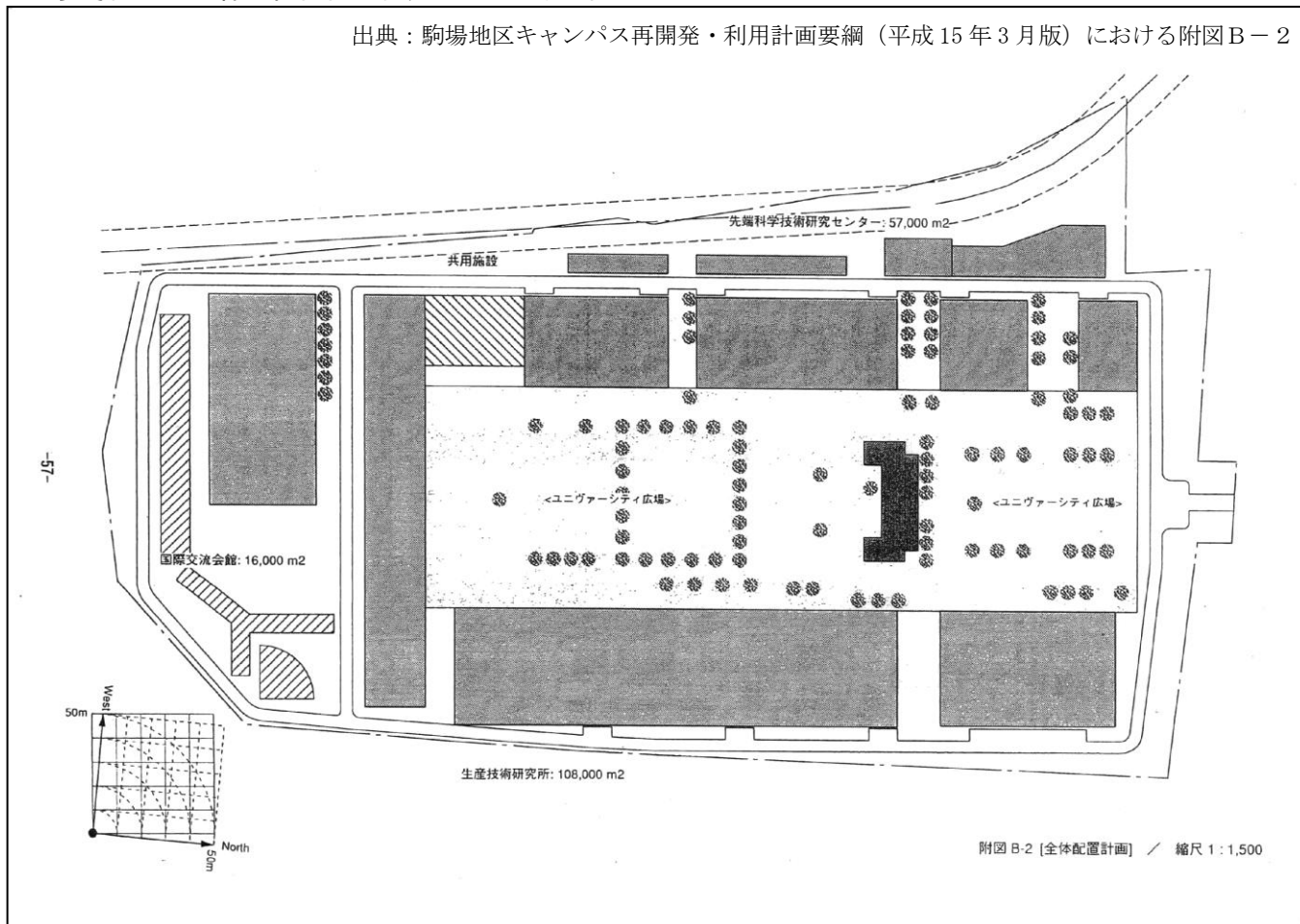
附図A-4全体の配置

凡例

 緑道
 その他の道路

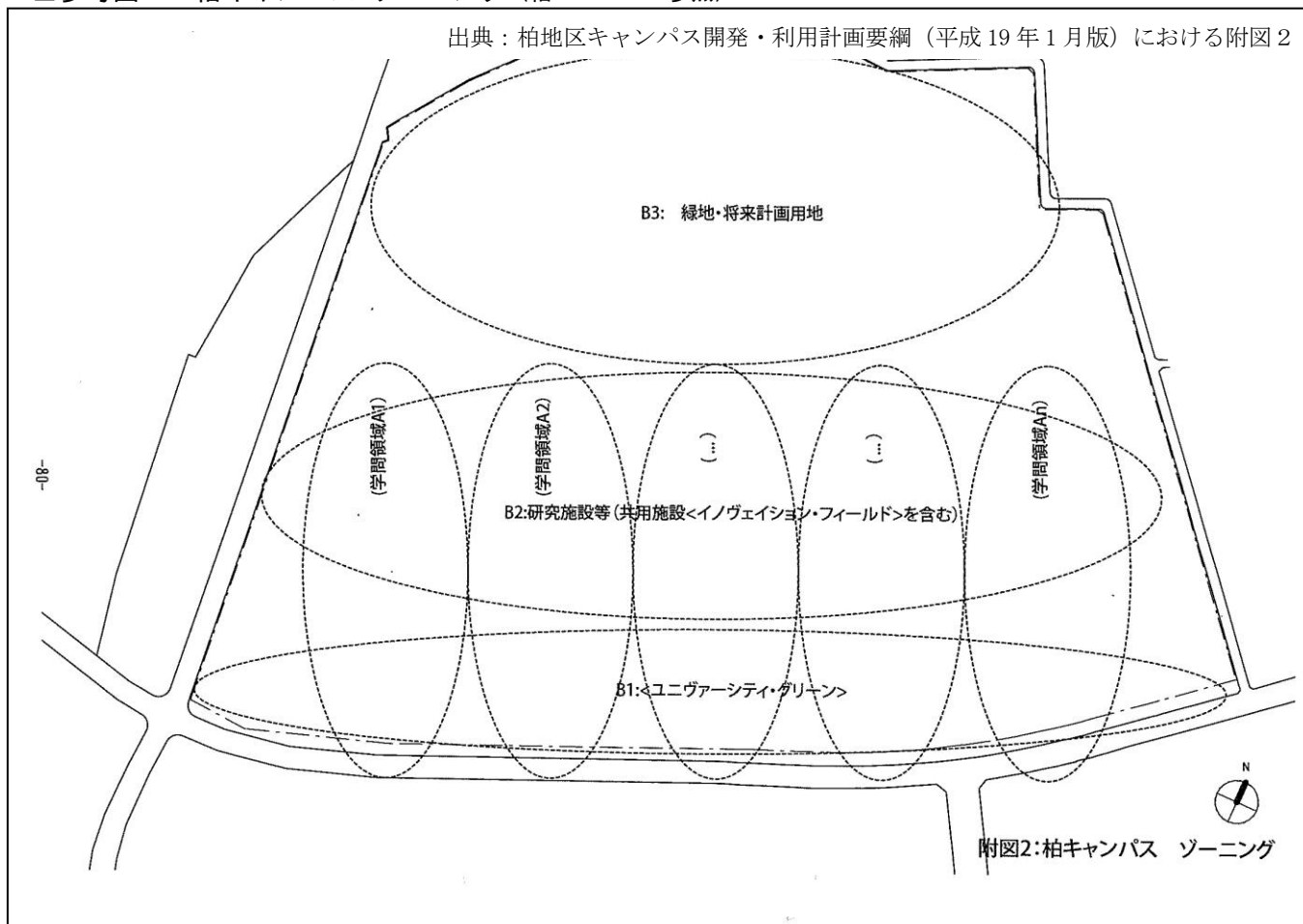
■参考図4 全体配置計画 (駒場VI-B-1、2参照)

出典：駒場地区キャンパス再開発・利用計画要綱 (平成15年3月版) における附図B-2



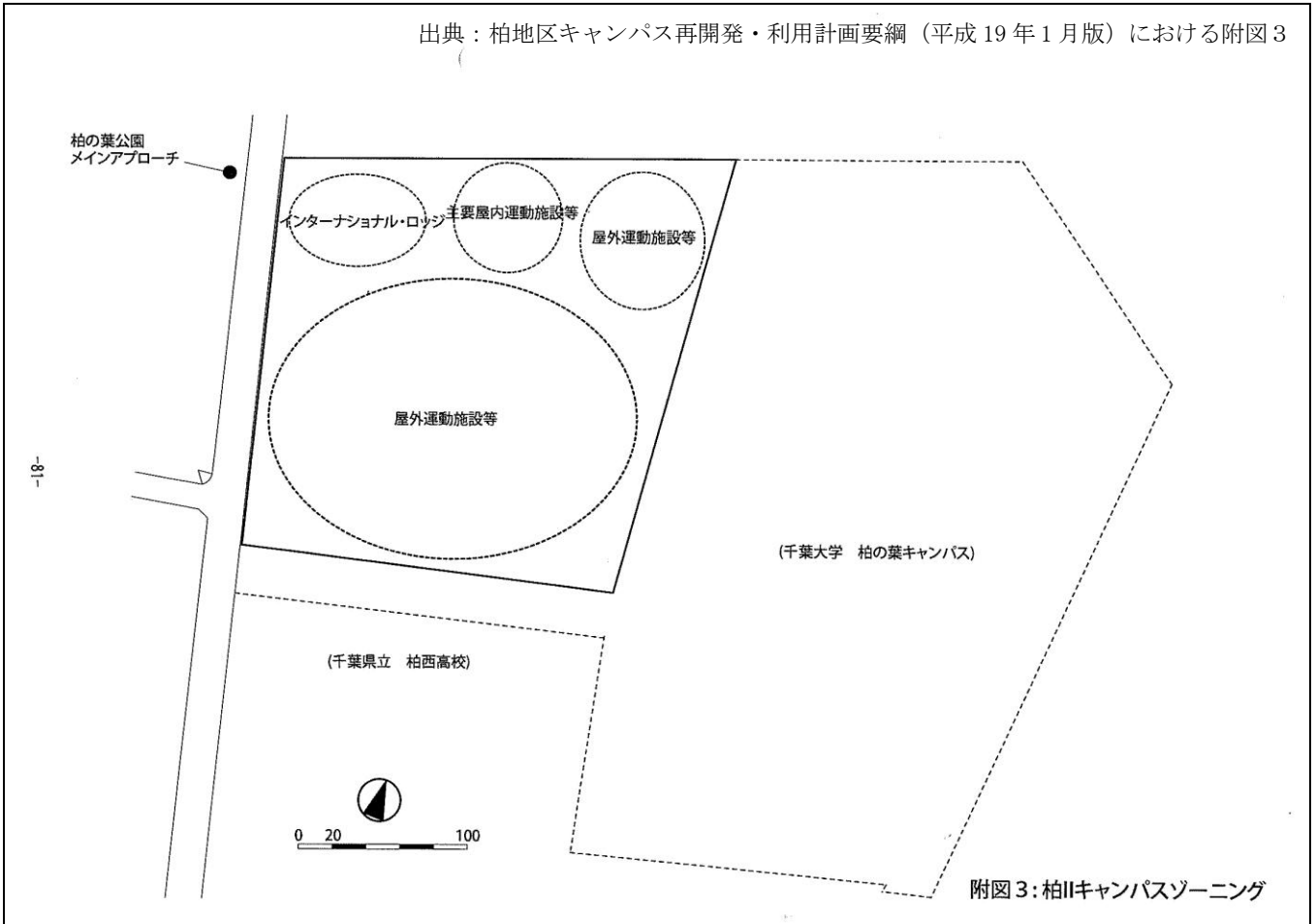
■参考図5 柏キャンパス ゾーニング (柏VI-A-1参照)

出典：柏地区キャンパス開発・利用計画要綱 (平成19年1月版) における附図2



■参考図6 柏IIキャンパスゾーニング (柏VI-B-1参照)

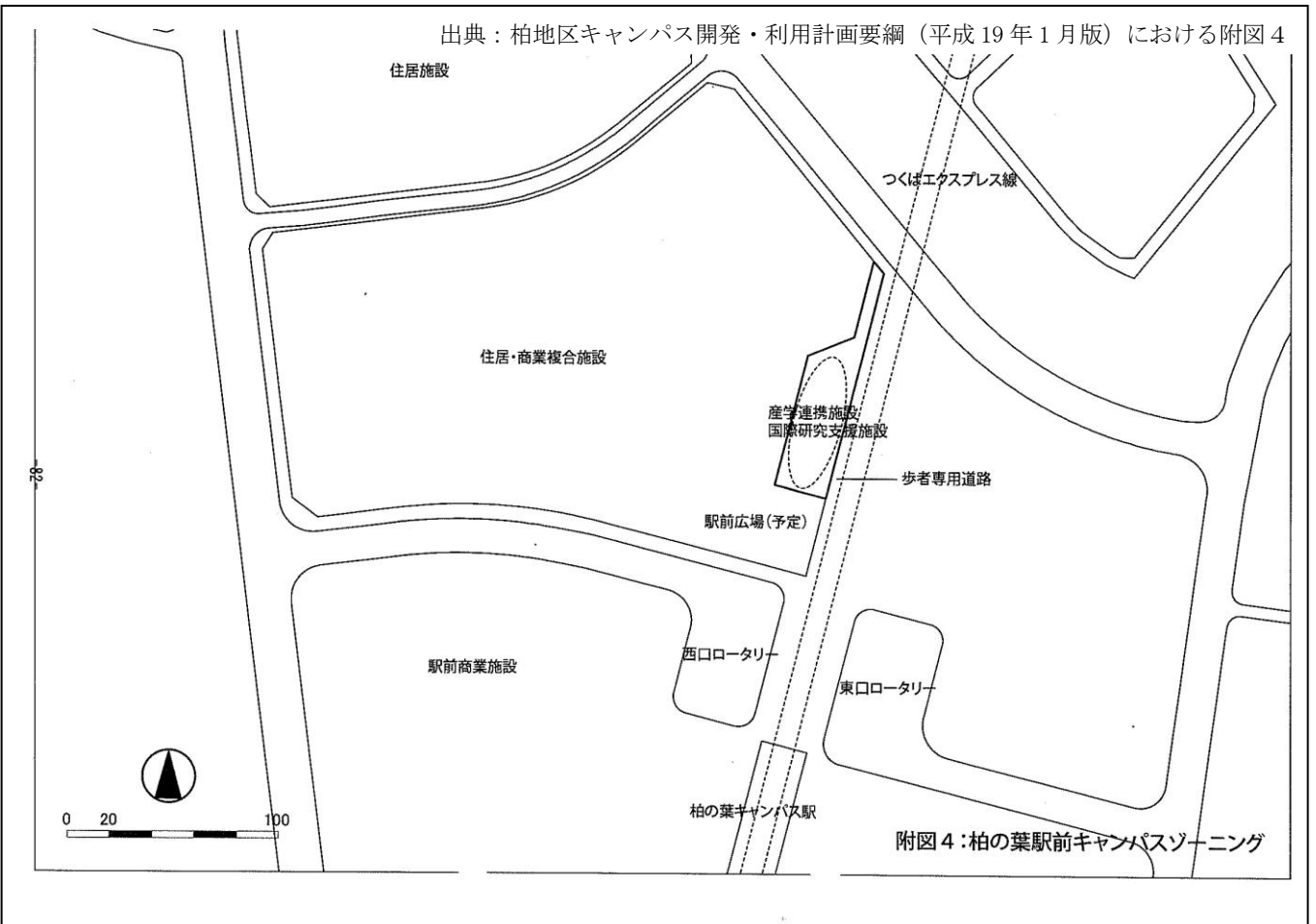
出典：柏地区キャンパス再開発・利用計画要綱（平成19年1月版）における附図3



附図3: 柏IIキャンパスゾーニング

■参考図7 柏の葉駅前キャンパスゾーニング (柏VI-C-1参照)

出典：柏地区キャンパス開発・利用計画要綱（平成19年1月版）における附図4



附図4: 柏の葉駅前キャンパスゾーニング